

令和7年 第10回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和7年7月23日(水)
午後1時30分
場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第9回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- (1) 8月行事予定について — 1
(2) 6月市議会定例会の概要について — 3
(3) 令和7年度川口市地域クラブ活動推進協議会委員を委嘱することについて — 5 8
(4) 川口市学校運営協議会委員の解嘱について — 5 9
(5) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について — 当日 1 (秘)

5 協議事項

- (1) 9月市議会案件について — 当日 2 (秘)

6 議案の審議

- 議案第67号 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて — 6 1
議案第68号 国登録有形文化財への申請に係る諮問について — 6 3
議案第69号 川口市スポーツ推進審議会委員を委嘱することについて — 6 5
議案第70号 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて — 6 7
議案第71号 川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について — 7 0
議案第72号 川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について — 7 4
議案第73号 川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について — 7 8
議案第74号 川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について — 8 5
議案第75号 川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について — 8 9
議案第76号 川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について — 1 1 6
議案第77号 川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について — 1 5 6
議案第78号 川口市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について — 1 6 0
議案第79号 川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について — 1 6 4

7 その他

- (1) 第二本庁舎への移転について — 1 6 8

8 閉 会

教育長報告（1）

令和7年8月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	金				
2	土		県公立小・中学校等教頭候補者選考	総合教育センター	学務課
3	日		県公立小・中学校等教頭候補者選考	総合教育センター	学務課
4	月		第二本庁舎での業務開始	第二本庁舎	各課・室
5	火	10:20	子ども大学かわぐち3日目	イオンモール川口	生涯学習課
6	水				
7	木				
8	金				
9	土		県公立学校等教員採用選考試験2次試験	埼玉大学	学務課
10	日		学校閉庁日（～17日）		学務課
11	月		山の日		
12	火				
13	水				
14	木				
15	金				

令和7年8月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	土				
17	日		県公立学校等教員採用選考試験2次試験 (中学校実技試験)	総合教育センター	学務課
		10:00	子ども大学かわぐち4日目	ララガーデン川口	生涯学習課
18	月		川口市奨学資金貸付 令和8年度生 第1期申請受付 (～22日)		庶務課
19	火				
20	水				
21	木	10:00	副校長・教頭対象人事評価研修会	オンライン	学務課
22	金	10:00	令和7年度第1回文化財保護審議会	501会議室	文化財課
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
23	土		県公立小・中学校等校長候補者選考	総合教育センター	学務課
		9:00	全日制第2回学校説明会	市立高等学校	市立高等学校
		9:45	子ども大学かわぐち5日目	生涯学習プラザ	生涯学習課
24	日		県公立小・中学校等校長候補者選考	総合教育センター	学務課
25	月		サマースクール(～29日)		指導課
26	火	9:30	全日制始業式	市立高等学校	市立高等学校
		10:00	社会教育委員会議	第三庁舎地下会議室	生涯学習課
27	水				
28	木				
29	金				
30	土		県公立小・中学校等校長候補者選考	総合教育センター	学務課
		9:30	全日制文化祭	市立高等学校	市立高等学校
31	日		県公立学校等教員採用選考試験2次試験	総合教育センター	学務課

6月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

令和7年6月市議会定例会
一般質問質疑応答概要

(教育政策室)

<質問概要>

稲川 和成 議員 (自民)

1 1 地域クラブ活動の推進について

(1) 中学校部活動の地域展開について

(2) 令和7年度モデル事業の現状と今後の方向性について

<答弁概要>

(副教育長)

A 部活動の地域展開は、少子化が進む中でも、将来にわたって子どもたちが地域でスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実することを目的に、全国的に進められている取組である。

本市においても、少子化の進行に伴い、10年後、20年後を見据えた場合、部活動数の減少は避けられない状況であり、学校部活動という枠組みでは、充実した活動を継続していくことが困難となることが大いに予想される。

一方、本市には、数多くの地域クラブ等の団体が存在し、部活動以外で指導を望む教員も一定数おるため、地域クラブを受け皿として整備することで、持続可能な活動の展開が見込まれる。

今後、地域展開を進めていくにあたっては、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させることを前提とし、子どもたちが将来にわたって豊かで幅広い活動に親しむことができる環境の整備に向け、市民の声を生かしつつ、最善の策を講じていく。

(副教育長)

A 令和7年度モデル事業については、昨年度の実施規模を拡大し、長期と短期の2種類を実施することとし、長期は本年5月から、

<p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>1 部活動地域展開について</p> <p>(1) 地域展開の課題をどう捉えているのか</p> <p>(2) 課題の解決策について</p>	<p>サッカー、バスケットボール、陸上競技、剣道、合唱など6種目6団体、短期は本年9月から、バレーボール、ゴルフ、バイオリン、吹奏楽など6種目7団体で実施していただくこととしている。</p> <p>また、昨年度課題となった、活動場所の確保や地域性の偏り等の解決を図るため、市内各地区で、学校施設も活用したモデル事業の実施を進めていく。</p> <p>今後は、名称を変更し、委員構成を拡充した「地域クラブ活動推進協議会」において踏み込んだ協議を重ね、令和9年9月の休日の地域展開へ向け、取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動の推進については、近年の社会経済情勢や、更なる人口減少に伴う少子化が進む中でも、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的としており、将来的に欠かせない極めて大切な取り組みであると認識している。</p> <p>一方で、部活動改革の検討段階において、現時点で見えてきている主な課題としては、活動に携わる人材の育成・確保や、活動場所の調整に加え、活動費の資金調達等が考えられる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A まずは、休日の地域クラブ活動の展開へ向け、本市独自に実施しているモデル事業の成果と課題等を入念に検証し、地域クラブ活動推進協議会における協議も踏まえ検討を</p>
--	---

	<p>進め、一つひとつの課題に正面から取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域展開にあたっては、活動場所の確保が重要な課題の一つと捉えており、学校や各種利用団体等とも調整を図りながら、市内学校施設や公共施設の活用等に取り組んでいく。</p>
<p>(3) 活動場所の確保について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動に関わる費用の調達については、国や県の動向を注視しつつ、受益者負担と公費負担、さらには他の手法も模索するなど、今後、検討していく。</p> <p>なお、学校などの施設改修等、関連する費用については、市費において確保すべきものであることから、必要な予算の確保に向け、適宜適切に対応していく。</p>
<p>(4) 予算の確保について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 経済的に困窮する世帯に対しては、地域クラブ活動に参加するための一定の支援が必要であると考えており、その内容については、今後、国が示す受益者負担の目安等を参考に協議していく。</p>
<p>(5) 困窮家庭への救済について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動への参加の有無と、子どもたちの生徒指導上の問題とは、必ずしも直結するものではないと考えているが、当該活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義が継承されるよう、体制整備に取り組んでいく。</p> <p>一方、各学校においては、部活動や地域クラブ活動への参加の有無に関わらず、全ての</p>

	<p>子どもたちが今後も安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き丁寧な生徒指導を行っていく。</p>
<p>(7) 課題が多くある中で、拙速に進める理由は何か</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市は当初より、国・県の方針に則るとともに、先行して実施する他自治体の実践事例を参考とし、推進協議会においても熟議を重ねながら準備を進めていく。</p> <p>今後も、まずは休日の地域クラブ活動の展開へ向け、モデル事業の拡大や、既存の地域クラブ等との連携を深め、在るべき将来像に向け段階的に執り進めていく。</p>
<p>(8) 成果を上げる確証はあるのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動推進の目的は、少子化が進む中でも将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することであり、この取組みの成果は、子どもたち一人ひとりのニーズに、可能な限り応えるための環境を整備することだと捉えている。</p> <p>今後も、国や県の動向を注視しつつ、子どもたちの健全育成を中心に据え、関係各課や学校、保護者、地域等と連携し、最善な環境構築の実現へ向け執り進めていく。</p>
<p>(再質問)</p> <p>令和9年9月までに土日の活動を停止するとした理由は何か。</p> <p>この事業にかかる総予算はどの程度と試算しているのか。</p> <p>この事業を進める理由は。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和9年9月という地域展開する時期については、国や県の動向に則った上で、児童や保護者等へ十分なアナウンスと、準備を整える期間を鑑みて、推進協議会での協議を経て設定した。</p> <p>事業の予算については、今後国から示される受益者負担の目安を参考としながら、試算していく。</p>

<p>6 川口市立高等学校について (7) 附属中学校の受検資格について</p> <p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>3 未来に向けた学校の在り方について (1) 適正規模適正配置に向けたこれまでの検討状況について</p> <p>(2) 今後の見通しについて</p>	<p>この事業を進める理由については、国の方針に基づいて進めているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 生徒募集要項の出願資格としては、該当年度の3月に、学校教育法で規定する小学校又はこれに準ずる学校もしくは特別支援学校の小学部を卒業する見込みがあり、指定された地域内で保護者と同居し、同校に通学できる者としている。</p> <p>(副教育長)</p> <p>A 教育環境の整備と充実した学校教育の実現に向けて、教育局職員で構成する川口市立小中学校在り方検討委員会を令和6年4月に設置し、5回の会議の中で、現状及び課題の共有や審議会の在り方などを検討し、令和7年1月に学識経験者や学校関係者及び市民が参画する川口市立小中学校在り方審議会を設置した。</p> <p>同審議会は、これまでに3回の会議を開催し、学校再編に関する本市の現状を踏まえ、学校の在り方や今後の方向性などについて意見交換等がなされ、現在は、既存の小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けて、基準の整理や新たな基準を設けることなどについて審議をいただいている。</p> <p>(副教育長)</p> <p>A 今後の見通しについては、まずは当該審議会において、第4回目である令和7年7月以降、令和8年12月までの期間に、7回程</p>
--	---

<p>(4) 小・中学校のプールの今後について</p>	<p>度会議を開催していく。</p> <p>審議の状況を表す中間報告については、1回目が令和7年8月に検討状況の報告、2回目として令和8年1月に適正規模適正配置基本方針の改定に向けた報告がまとめられ、その報告を受け、教育局において小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年改定版）を令和8年3月に公表できるよう取り組んでいく。</p> <p>その後は、令和8年12月までに全市的な学校再編に向けた考え方について答申を受け、その内容や市民のご意見も踏まえた上で、令和9年度末までに（仮称）川口市立小中学校再編計画を策定できるよう進めていく。</p> <p>現時点においては、局内で定めた行程に沿って進行しており、引き続き、本市児童生徒の教育環境の整備と充実した学校教育の実現に向けて取り組んでいく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 学校プールの今後については、当該審議会において具体的な審議の対象となっていないが、適正規模適正配置における施設の再編に向けた考え方を整理する上で不可欠なものであると捉えている。</p> <p>新たなプールの在り方としては、従前同様、既存のプールを改修することに加え、例えば、複数の学校で一つのプールを共有したり、複合施設化や公共及び民間施設のプールを利用したりすることなども考えられる。</p> <p>こうしたことから、小・中学校のプールの在り方については、学校再編や公共施設の在り方を考えていく中で、総合的に検討すべきものの一つと考えている。</p>
-----------------------------	--

<p>(要望)</p> <p>無駄なく、効率的で効果的に学校を再編するためには、体育館やプールなども含めた学校施設等の在り方を、総合的に勘案することが求められることから、現在の検討の行程を整理するなど、スピード感を更に加速させ、取り組んでほしい。</p> <p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>6 教育について</p> <p>(1) 部活動地域展開について</p> <p>ア 部活動の地域展開のための団体設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域展開を進める主体は、どのような団体を見込んでいるのか <p>イ 安心安全な地域クラブの運営のための指導者の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の質の確保をどのように進めるのか 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域展開の運営を担う組織については、昨年度の推進協議会において、新たな組織・法人の設立や、既存の民間団体への業務委託など、様々なケースを想定し、最終報告に4つのパターンが示された。</p> <p>今後は、従前同様、教育局内の事務局が運営を行いつつ、令和9年9月の休日の地域展開へ向け、今後運営を担うべき組織の具体的な在り方等を検討するなど、最善の策を構築し、執り進めていきたいと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動の展開にあたっては、専門性の高い指導者による、指導の質の確保が重要であり、運営を担う組織による人材発掘及び確保や、適切な指導を行うための研修の実施は不可欠であると考えている。</p> <p>また、実際に現場を担う団体自身でも、日本スポーツ協会などの公認の指導者資格の取得や、技術の向上を図るための実践的な研修を実施していただくことで、子どもたちが安心して活動することができる環境が充実</p>
---	---

<p>ウ 地域クラブの施設の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区での活動場所の確保や学校施設の開放について制度設計を進める考えがあるか <p>エ 保護者への周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ周知するための情報発信について <p>オ 経済困窮世帯もクラブ活動ができる体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担を軽減するための財源確保と補助制度の導入について <p>(要望)</p> <p>部活動地域展開については、丁寧に進められていることがわかったが、保護者にも更なる配慮をし、きめ細かく進めてほしい。</p> <p>経済的な支援として、大会遠征費用の補助も部活動の時と同等以上としていただくよう要望する。</p>	<p>するものと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 活動にあたっては、安定した活動場所の確保が必要であり、市内の学校施設や公共施設も、拠点の一つとして活用できるよう検討を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今後、地域クラブ活動推進協議会内での協議内容等、地域クラブ活動の推進状況について、市内学校への通知の他、市ホームページや広報かわぐちによる情報公開に加え、地域ミーティング等の催事を通して広く周知し、市民や保護者等の理解促進を図っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 経済的に困窮する世帯への支援については、国の設置する有識者会議の報告においても、その必要性が示されていることから、国や県の動向を注視つつ、今後、その具体的な支援方法や予算の確保等について検討を行っていく。</p>
--	---

<p>池田 けい 議員（維新）</p> <p>6 教育に関連する課題について</p> <p>(2) 入学準備費用への補助制度の創設について</p> <p>・所得制限のない全ての世帯を対象とした入学準備補助制度を就学援助とは別に創設することについて</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 就学援助は、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行う制度であり、本市においても小中学校の入学時にかかる費用の一部の援助を行っている。</p> <p>所得制限を設けない全ての世帯への新たな援助制度については、多額の財源を安定的に確保していくことが必要となることから、今後の研究課題としていく。</p>
---	---

<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時も考慮し、小学校体育館の空調機設置を決断して欲しい。 <p>(要望)</p> <p>設置が完了するまで数年を要すると思うので、小学校の均衡化を図り設置していただきたい。</p> <p>金子 幸弘 議員 (共産)</p> <p>3 学校の暑さ対策について</p> <p>(1) 小学校体育館に空調機設置を</p>	<p>制のさらなる強化」を掲げ、避難された方にとって安全安心な避難所の環境を確保することは重要であるとの考えから、まずは、部活動でも使用する中学校体育館へ空調機を設置した。</p> <p>また、小学校体育館についても、子どもたちの健康を守ることや避難所としての機能向上の観点から、空調機の設置が必要であると考え、国の補助制度を最大限活用するなどし、年間5校から7校程度を目安に計画的な設置に向け検討するよう、関係部局に指示したところである。</p> <p>今後も、学習活動の場であり、地域の方々の災害時の避難拠点ともなる学校施設の安全安心な環境づくりに、鋭意取り組んでいく考えである。</p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、子どもたちが、安全に授業を受けられる環境づくりは重要であるとの思いから、小中学校の普通教室に続き、中学校体育館へ空調機を設置してきたところである。</p> <p>小学校体育館においても、暑さで児童が体調を崩すことや、体育の授業を中止し学習活動に支障をきたすことを防ぎ、安全安心な教育環境を確保するため、空調機の設置が必要と考え、年間5校から7校程度を目安に計画的な設置に向けて、国の補助制度などを最大</p>
---	---

<p>(2) 最上階の教室の暑さ対策を ・学校環境衛生基準の一部改正を踏まえた対策について</p>	<p>限活用し検討するよう関係部局に指示したところである。</p> <p>今後も、教育環境のさらなる向上に鋭意取り組んでいく考えである。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 教室内の温度については、温湿度計により日常的に測定し、基準値を超えた場合に、設定温度を28度としてエアコンを使用しているところである。</p> <p>しかしながら、最上階にある教室は暑いとの声があることから、暑さ対策として日差しを遮るためのカーテンの設置や屋上防水工事を実施する際に、遮熱効果がある部材を使用するなど、学校施設の状況に応じた対策を実施しているところである。</p>
<p>(3) 日本語教室へのエアコン設置を</p> <p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>4 小学校体育館への空調機設置の際の費用について ・小学校体育館へ空調機を設置する際の1校あたりの費用を教えて欲しい。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 日本語指導を行うために使用している教室へのエアコン設置については、学校要望を踏まえた上で、必要に応じて設置しているところである。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 令和2年度から4年度にかけて、中学校体育館に空調機を設置した際の、1校あたりの平均額は約6,200万円であった。</p> <p>現時点では、資材の高騰などにより、工事費が上昇していることに加え、空調設備整備臨時特例交付金を活用する場合には、体育館に断熱性を確保するための工事が必要となることから、中学校体育館への設置費用に比べ、1.5倍を超える費用になると想定しているところである。</p>

<p>(要望)</p> <p>現時点において、1校あたり約9,000万円かかることから、効果的、効率的及び計画的に設置していただきたい。</p> <p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>3 インフラ管理及び整備の課題について</p> <p>(3) 小中学校のLED化における地域事業者を活かした事業の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者を活かした事業の実施をと考えるが、どうか。 <p>益田 みなみ 議員 (自民)</p> <p>3 「川口市教育振興基本計画」に小学校体育館への空調機設置を盛り込むことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画に、「小学校体育館に空調機の設置を進めます」と盛り込んで欲しいが、市の見解は。 <p>(要望)</p> <p>一日も早い設置を市民のみなさんに示すことができるよう、計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 学校施設照明のLED化については、費用の平準化を図る観点から、リース方式による整備とすることとあわせ、国の補助制度が活用可能な工事による整備とすることも検討しているところである。</p> <p>リース方式または工事のいずれにしても、市内事業者の受注機会の確保及び拡大に配慮し、事業を進めていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 現在、令和8年度から始まる「川口市教育振興基本計画」の改定作業を進めており、その内容については、関係各課で協議した後、教育委員会、総合教育会議などに諮り、決定していく。</p> <p>小学校体育館への空調機設置を盛り込むことについては、計画全体の中で適切な内容となるよう検討していきたいと考えている。</p>
--	--

<p>松浦 洋之 議員（自民）</p> <p>7 避難所となる小学校体育館への空調機設置について</p> <p>・避難所となる小学校体育館への空調機設置について、市の考えは。</p> <p>（要望）</p> <p>停電時でも独立した電源を確保することができるプロパンガスが有効であると考え、国の補助金などを活用して早急に設置をしていただきたい。</p>	<p>（教育総務部長）</p> <p>A 小学校に避難所が開設され、避難が長期にわたる場合、学校生活に支障をきたすことが考えられる。</p> <p>小学校体育館へ空調機を設置する際には、ある程度の期間を体育館で生活することを想定し、避難所としての安全安心な環境を確保するため、中学校に設置した際と同様に、電気式、都市ガス式に加え、停電した際にも対応できるプロパンガス式の3つの空調方式を採用することを含め、計画的に検討していく。</p>
--	--

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (生涯学習課)	
<p><質問概要></p> <p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>8 地域問題について</p> <p>(1) 中央ふれあい館及び西公民館の修繕について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調の改修工事について <p>金子 幸弘 議員 (共産)</p> <p>5 使用料・手数料について</p> <p>(3) さいたま市のように公民館の使用料は無料に</p> <p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>7 金融リテラシーを市民に伝えることについて</p> <p>(2) 生涯学習の中で金融リテラシーの教育を行うことについて</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 公民館については、順次、必要な改修工事や修繕を実施し、施設の維持管理に努めているところである。</p> <p>中央ふれあい館及び西公民館の空調の改修工事については、公民館全体の施設状況を踏まえ検討していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 使用料については、本市の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に示されているとおり、利用する方と利用されない方との公平性を図ることから、行政サービスの提供に必要な経費について、受益者にご負担いただくものである。</p> <p>公民館についても、施設の維持管理に必要な経費があることから、使用料を無料にすることは考えていない。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>生涯学習の中での金融リテラシーの教育については、金融をめぐる詐欺などから身を</p>

	<p>守り、金融に関する知識や金融商品を適切に選ぶための判断力などを身に付けることを目的とした講座を市民大学で開催している。令和5年度は「金融リテラシー入門」、令和6年度は「初めて学ぶ株式投資オンライン講座」を開催し、今年度は「老後のための資産運用セミナー」を開催する予定である。</p> <p>引き続き、生涯学習の一環として、金融や経済について学ぶ機会の提供に努めていきたいと考えている。</p>
--	---

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(文化財課)
<p><質問概要></p> <p>杉本 佳代 議員 (自民)</p> <p>1 赤山陣屋跡周辺の文化財保護の考え方について</p> <p>(1) 公有地化の現在までの状況と今後の見通し</p> <p>(2) 赤山陣屋跡保存整備事業のビジョンについて</p> <p>(3) 博物館構想の今後</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 赤山陣屋跡は本市を代表する歴史的な文化財であり、その保存活用事業として、これまで空堀及びその周辺と二の丸部分を中心に、用地の購入を進めてきたところである。</p> <p>現在、賃貸借契約を結んでいる用地は約6,800㎡に及んでいることから、今後についてはこれらの購入を優先して進めるとともに、事業の進捗や土地所有者の状況に応じ、賃借地以外の土地についても購入を検討していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 平成3年に「赤山陣屋跡保存整備基本構想策定調査報告書」を作成し、赤山陣屋跡を保存するため、これまで用地購入や発掘調査、遊歩道及び駐車場の整備、樹木管理などを行ってきた。</p> <p>今後についても、本市の貴重な歴史的資産として後世に受け継いでいくため、地域の方々と一体となって保存整備を進めていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 本市の文化財の保存と活用の中心施設である文化財センター郷土資料館の建物は、建築から44年が経過し、老朽化が進んでお</p>	

<p>奥富 精一 議員（自民）</p> <p>5 本市の歴史事業について</p> <p>(1) 地域の歴史上の人物を市民に伝えることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、地域の歴史上の人物を紹介してはどうか <p>(2) 市史編さんの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市史編さん事業の必要性と今後の考え方について 	<p>り、エレベーターなどのバリアフリーにも対応していない状況である。</p> <p>また、指摘のとおり、市内に分散している倉庫や利用されていない施設を、収蔵庫として活用しているところである。</p> <p>博物館は、資料の収集・保存・展示及び調査研究を行うとともに、市民の皆様が郷土の歴史を学び郷土愛を育むための場としての役割も担うものと考えため、収蔵機能も含め、本市にとって必要な施設の在り方について研究していきたいと考えている。</p> <p>（教育総務部長）</p> <p>A 議員紹介の「平高清」、いわゆる「平六代」のように、市内に伝説が残されている人物を知ることは、歴史への興味や郷土への愛着を持つことにつながるものと認識している。</p> <p>現在、広報「かわぐち」に「川口の魅力再発見」と題し、市民有志の方々が制作した「川口すごかるた」を用いて本市の歴史を紹介しているが、7月からは本市の文化財や地域にゆかりのある人物について紹介する新たなコーナーを掲載する予定である。</p> <p>今後も、こうした媒体を活用することなどにより、郷土の歴史を広く市民の皆様を紹介していきたいと考えている。</p> <p>（教育総務部長）</p> <p>A 「川口市史」及び「鳩ヶ谷市史」は、これまで継承されてきた多くの貴重な資料を記録にとどめたもので、市民共通の財産として長く後世に伝える必要があると認識して</p>
---	--

	<p>いる。</p> <p>今後の市史編さん事業については、政治、経済、行政など幅広い分野に関する資料を基に、多くの関係者及び関係機関のご協力により取り組む必要があることから、編さんに最も適した時期を見極めるとともに、事業が開始されるまでの間、資料の収集及び保存を適切に行っていきたいと考えている。</p>
--	---

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (中央図書館)	
<p><質問概要></p> <p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>6 中央図書館のW i - F i 環境の整備について</p> <p>・パソコンの使用が可能な席への環境の整備について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 現在、中央図書館にはW i - F i 環境が整備されていないが、インターネット通信が可能なパソコンを設置した専用席を設け、調べものなどに利用いただいている。</p> <p>W i - F i 環境の整備については、利用者自身のパソコンが利用できる学習席に限るかなどその範囲の設定や、セキュリティー対策など課題があることから、現時点においては整備の予定はないが、図書館サービスの向上につながるものと考えことから、効果的な整備方法について研究していきたいと考えている。</p>

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (スポーツ課)	
<p><質問概要></p> <p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>8 地域問題について (2) 西スポーツセンターのプール修繕について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開の予定について 	<p><答弁概要></p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 西スポーツセンターの25mプールについては、これまで、詳細な原因の調査及び修繕を行い、プール水の減少については解消されたが、循環設備の異常により、水質基準の維持に問題があることから、現在も利用を中止しているところである。</p> <p>1日も早い再開に向けて、引き続き修繕を行うとともに、具体的な日程が決まり次第、ホームページ等によりお知らせしていきたいと考えている。</p>

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(庶務課)
<p><質問概要></p> <p>福森 悦子 議員 (公明)</p> <p>2 教育について</p> <p>(3) 教育費の充実について</p> <p>ア 学校配当予算及び決算額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況の調査結果及び学校配当予算の増額について <p>イ 学校図書に係る予算額及び決算額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況の調査結果及び対応について 	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘の、学校配当予算については、学校の規模や学級数等に応じ各学校に配当している。令和6年度に同規模自治体及び近隣自治体へ学校配当予算額について、調査を行ったところ、本市の1校あたりの予算額は、近隣自治体との比較では、中位となっている一方、人口50万人以上の中核市との比較では、やや低額となっている状況である。</p> <p>なお、学校配当予算額は、近年の物価高騰による影響等を踏まえ、令和6年度以降、小学校1校あたり約30万円、芝西中学校陽春分校及び附属中学校を除く中学校1校あたりでは、約40万円を増額している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校図書に係る学校配当予算についても同様に、学校の規模や学級数等に応じ、各学校に配当しており、令和6年度の同規模自治体及び近隣自治体への調査では、学校図書費についても、学校配当予算と同様の状況である。</p> <p>なお、学校図書費は、令和7年度に小学校及び中学校1校あたり1万円、芝西中学校陽春分校は、5万円を増額しており、今後も引き続き、予算の適正な執行を指導していくとともに、必要な予算の確保に向け努めていく。</p>	

<p>(要望)</p> <p>学校配当予算及び学校図書に係る学校配当予算について、それぞれ増額されたことには感謝する。</p> <p>しかしながら、各学校においては、学校配当予算が十分ではないため、学校図書に係る学校配当予算を学校運営経費に充てている実態があると考ええる。こうした状況を踏まえ、更なる予算の増額をお願いしたい。</p> <p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>6 教育について</p> <p>(3) 立川市の侵入事件を受けた学校のセキュリティ強化について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各学校では、危機管理マニュアルを作成し、校門等の施錠管理の徹底や警察等の外部機関との連携など、学校職員間での役割分担について確認するとともに、立川市のような保護者による事案も教訓としつつ、不審者侵入を想定した実践的な訓練の実施を通して、危機管理意識と対応能力の向上を図っている。</p> <p>また、警備員の配置については、人材確保や財源等の課題があると考えているが、議員指摘の防犯対策に必要な対応等については、各学校における取り組みを踏まえ、検討していく。</p>
---	---

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (学務課)	
<p><質問概要></p> <p>稲川 和成 議員 (自民)</p> <p>13 川口市立高等学校の入学金について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 川口市立高等学校は、中学生が憧れる本市のリーディング校として、より多くの市内生に入学していただきたいと考えている。市立高校は、開校以来高い志願倍率を維持しており、市内外を問わず中学生の期待や、関心の高さが伺え、県内全域に認知度も定着してきたため、年々、市外からの受検者が増加している。</p> <p>このことにより、議員指摘のとおり、市内生の割合が過半数を割っている状況であることから、市内中学生の優位性を確保する必要があると考えている。</p> <p>その一つとして、市立高校の入学金については、開校時、市内生からは徴収せず、市外生の入学金を県立高校と同額としたが、市外生については、県内の他自治体の金額を参考に増額することを検討していく。</p> <p>今後は、市立高校と教育委員会が連携し、これまで以上に市内中学生へ魅力をアピールすることで、市内生の増加につなげていきたいと考えている。</p>
<p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>2 学校と保護者の協力関係について</p> <p>(5) 管理職のPTA活動の内容の把握と見解について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A PTA活動については、核家族化や共働き、ひとり親世帯の増加や社会の変化とともに</p>

<p>・ P T A活動の衰退についての市教育委員会の把握と見解について</p>	<p>に、 P T A活動も多様化する中、その必要性・有用性を含め、地域や学校の実態に応じた在り方について、学校長を中心に学校と P T Aが連携しながら検討していると認識している。</p> <p>今後も、学校・家庭・地域が一体となって、子ども達の健やかな成長を支援する環境が整えられるよう、関係部局と連携のもと、関連する組織等に対し、助言するとともに、各学校に周知していく。</p>
<p>6 川口市立高等学校について</p> <p>(2) 教員の年齢構成について</p> <p>・ 教員の年齢構成比とその課題について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 全日制の教員の年齢構成比は、20代が約22%、30代が約12%、40代が約20%、50代が約24%、60代が約20%、70代が約2%となっている。</p> <p>また、定時制は、20代が約31%、30代が約19%、40代が約19%、50代が約13%、60代が約19%となっている。</p> <p>教育委員会としては、30代を中心としたいわゆる中堅教員の比率が上がることで、よりバランスの取れた年齢構成になると考えている。</p>
<p>(3) 教員の市採用について</p> <p>・ 経験年数や年齢のバランスを保つために市で初任者を採用し、県と交流してはどうか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教育委員会としては、経験を有する者を市の本採用や3年から5年の任期付採用で任用し、優秀な教員の確保に努めているところである。</p> <p>また、県教育委員会との協議を行い、令和4年度から県の新規採用教員が毎年5名配置されている。今後、川口市立高校に配置されている新規採用教員が県立高校に異動する際には、同様の経験年数の教員が県立高校からの異動対象となるため、経験年数や年齢のバランスは徐々に改善されていくものと</p>

<p>関 裕通 議員 (自民)</p> <p>3 未来に向けた学校の在り方について</p> <p>(3) 市立幼稚園について</p>	<p>見込んでいる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 市立幼稚園については、少子化の進行や社会環境の変化に伴う需要の減少等を背景に、園児数が減少し続け、その存在意義を含め、今後の在り方を検討すべき時期であると認識している。</p> <p>こうした中、第2回及び第3回の川口市立小中学校在り方審議会において、現状や課題などを報告し、様々な意見をいただいたところである。</p> <p>今後、同審議会から考え方が示されれば、それらも参考に方向性を検討していきたいと考えている。</p>
<p>福森 悦子 議員 (公明)</p> <p>2 教育について</p> <p>(5) 放課後児童クラブについて</p> <p>ア 利用人数に見合った環境改善について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の放課後児童クラブは、待機児童を出すことなく運営をしている一方で、利用児童が年々増加傾向となっており、必要に応じた環境の整備を適宜行っているところである。</p> <p>具体的には、各小学校と連携し、余裕教室や特別教室の活用に加え、新たにプレハブを整備するなど、クラブ室の拡充に努めている。</p> <p>今後も、児童の安全を考慮した放課後児童クラブの環境整備を行っていく。</p>

<p>イ 静養スペースの確保の状況について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 静養スペースの整備状況については、余裕教室やプレハブを活用しているクラブなど、運営状況により異なっている。</p> <p>ケガや体調を崩した児童に適切な対応をするために、静養スペースの確保が必要であることから、各クラブの静養スペースの状況について再確認するとともに、施設に応じたスペースの確保等について取り組んでいく。</p>
<p>ウ 業務継続計画の策定と避難訓練の実施状況について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、感染症及び非常災害が発生した場合における業務継続計画の策定及び定期的な訓練を義務付けている。</p> <p>これを踏まえ、本市放課後児童クラブにおいても、災害時の業務継続計画の策定及び定期の避難訓練実施を、各運営委託事業者に対し義務付けている。</p>
<p>エ 不審者侵入時の対策について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市としても、国の放課後児童クラブ運営指針に沿った対応として、放課後児童クラブの運営主体には、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図るよう求めているところである。</p> <p>具体的には、不審者対応のための刺股等の備品の整備、支援員等への不審者対応方法の研修等を実施することにより、児童の安全確保に努めている。</p>

<p>池田 けい 議員 (維新)</p> <p>6 教育に関連する課題について</p> <p>(1) 教員の勤務時間の適正管理について</p> <p>・給特法改正を受け、教員の残業時間管理と削減計画の策定義務が生じるが、市の対応方針は。</p> <p>(3) 一部小学校における外国籍児童の在籍数の集中について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市では、教員の在校等時間の管理として、全教職員の勤務の状況を把握するために毎月実態調査を実施している。令和3年度には市として「学校における働き方改革基本方針」を策定し、負担軽減委員会を立ち上げるなど、継続的に働き方改革を推進している。</p> <p>今後は業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に向け、給特法改正の状況を注視し、適切に対応していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市では、児童の居住地を基に就学する学校を指定しており、現時点において国籍等の理由により指定校の変更は行っていない。</p> <p>一部小学校における外国籍児童の在籍数の集中への対応については、慎重な検討が必要であることから、今後、日本語指導全体の仕組みを構築する中での課題としていく。</p>
---	---

<p>1 4 立川市の小学校襲撃事件を受けての本市学校施設の警備体制について</p> <p>・子どもたちの安全・安心を守るための組織的な取り組みはどのように行われているのか。</p> <p>坂本 だいすけ 議員（青嵐）</p> <p>2 学校と保護者の協力関係について</p> <p>(1) 携帯電話・スマートフォンの使用に関する通知について</p> <p>・通知の趣旨と当該通知の継続性について</p>	<p>更に研究し、教育水準向上と、業務の効率化に取り組んでいく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 各学校では、不審者侵入時の対応に関する危機管理マニュアルを作成し、校務員を含めた学校職員間での役割分担や連携体制について確認するなど、多角的な不審者侵入対策を講じている。</p> <p>具体的には、校門等の施錠管理や来校者受付の徹底などによる未然防止策の実施や警察等の外部機関と連携した不審者侵入を想定した実践的な訓練の実施を通して、教職員の危機管理意識と対応能力の向上を図っている。</p> <p>引き続き、不審者侵入防止対策の実効性を更に高めるよう、各学校の好事例を共有し、子どもたちの安全を守ることを最優先に対応するよう指導を徹底していく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 本通知は、保護者、学校、市教育委員会の三者が協力し、同じ意識、同じ方向で本市の子ども達を指導し、見守っていくことを目的としている。</p> <p>通知については、4月と12月の年に2回行っており、今後も年度始めと次年度に向けた入学説明会等の機会を捉え、継続的に行っていく。</p>
--	---

<p>(2) P T A活動の意義について</p> <p>・学校教育の視点でのP T A活動の意義について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 子どもたちの健やかな成長を支援する上で、学校が保護者・地域との信頼関係を築くことは、いつの時代も変わらず、非常に重要なことであり、その一つとして、P T A活動は、永年にわたり、大切な役割を担ってきたと認識している。</p>
<p>(3) P T A組織の存続についての市としての取り組みについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A P T A組織については、社会の実態を踏まえ、在り方や運営方法について工夫・改善をし、学校・家庭・地域との協力体制がよりよい形で存続するよう、関係部局と連携のもと、各学校に指導・助言していく。</p>
<p>(4) 卒業式のP T A会長の挨拶についての見解を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 卒業式は、保護者代表を始め、子どもたちの成長にかかわった多くの方々から激励の言葉をいただくなど、子どもたちの門出を祝い感動を分かち合う大切な場であると認識している。</p> <p>教育委員会としては、学校と保護者、そして学校を支援していただいた地域の方々が共に卒業を祝う式となるよう学校長に指導・助言していく。</p>
<p>(要望)</p> <p>P T A挨拶の割愛や管理職の認識不足などの問題点について、具体的に学校現場を指導してほしい。</p>	
<p>3 デジタル教育について</p> <p>(1) デジタルの良し悪しについて</p> <p>・デジタル教科書を含めたデジタルの現状とメリット・デメリットについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教育のデジタル化は、動画や音声学習の理解を助けることで、教育の質の向上につながっているが、日々更新される最新機能を、どのように授業に取り入れ活用していく</p>

<p>(2) 具体的な影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への影響について、良し悪しを具体的に。 <p>(3) 紙教科書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの紙教科書の状況と、実際の学校現場の声を踏まえた今後の指導について。 <p>(4) 今後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例を参考に、現時点でよりよい指導のためにできることは。 <p>(要望)</p> <p>紙の教科書とデジタル教科書との</p>	<p>かという課題もある。</p> <p>また、海外の現状として、韓国やエストニアにおいてデジタル教科書を推進している一方で、スウェーデンやフィンランドのように課題を検証し、見直しを行っている国もある。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 動画や音声を活用した、デジタルならではの多様な教材を使うことにより、学習の理解が深まるという効果がある。</p> <p>一方で、児童生徒が授業と直接関係のない操作をしてしまい、集中力が散漫になる等の学習面への影響や、視力低下等の健康面への影響が懸念されている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A これまで無償で提供されてきた紙の教科書は、義務教育を支える重要な役割を果たしてきたと認識している。</p> <p>今後も現場の声を踏まえ、紙の教科書とデジタル教科書の柔軟な活用を促しながら、引き続き適切な指導を行っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現行学習指導要領が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な学習指導のためには、紙での指導の良さを活かしつつ、目的に応じてICTを学習教具として活用することが重要である。</p> <p>今後も、紙の教科書とデジタル教科書、双方の利点を生かした学びができるよう、先進的な情報を参考にしながら指導していく。</p>
--	--

<p>併用など、より柔軟性を持って子どもたちへの指導を進めるよう、教員への指導をお願いしたい。</p> <p>5 歴史教育について</p> <p>(1) 北方領土・竹島・尖閣諸島の歴史認識と学習内容について</p> <p>(2) 大東亜戦争・第二次世界大戦の歴史認識と学習内容について</p> <p>(3) 近代史における歴史認識と学習内容について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 歴史認識については、学習指導要領において、竹島や北方領土は我が国の固有の領土であるが、領域をめぐる問題が存在しているとされている。尖閣諸島も我が国の固有の領土であり、領土問題は存在していないとされている。</p> <p>学習内容については、中学校において地理的分野では地理的な特色について、歴史的分野では歴史の経緯について、公民的分野では現状と解決に向けた今後の取り組みについて取り扱っている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 歴史認識としては、「軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解できるようにすること」とされている。</p> <p>学習内容については、昭和初期から第二次世界大戦までの我が国の政治・外交の動き等を取り扱うこととなっている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 歴史認識としては、「欧米諸国のアジアへの進出など複雑な国際情勢の中で開国し、急速な近代化を進めて近代国家の仕組みを整えてきた」とされている。</p> <p>学習内容については、欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動きや明治維新、二度の世界大戦等を取り扱うこととなっている。</p>
--	---

<p>(4) 近現代史における学習の充実について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 近現代史における学習については、学習指導要領により中学校第三学年の歴史で取り扱っている。平成29年の学習指導要領改訂により、歴史に配当する授業時数が130時間から135時間と増え、世界の動きとの関連を重視して近現代の特色が捉えられるよう指導充実が図られているところである。</p>
<p>(5) 日本人のアイデンティティについて</p> <p>・歴史教育の中で日本人のアイデンティティをどう育んでいるか。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 歴史的分野の目標のひとつとして、学習指導要領に「我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚」とあり、これを深めることによって国際協調の精神を養うとされている。</p> <p>歴史教育を通して、我が国の伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心を育むことで、日本人のアイデンティティの基礎を築くことは、学校教育の大切な役割であると捉えている。</p>
<p>6 川口市立高等学校について</p> <p>(4) 入学者選抜の倍率の変遷について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 入学者選抜のうち、川口市立高等学校理数科の倍率については、平成30年度選考が2.28倍、平成31年度選考が2.05倍、令和2年度選考が1.43倍、令和3年度選考が2.05倍、令和4年度選考が1.78倍、令和5年度選考が1.98倍、令和6年度選考が1.56倍、令和7年度選考が1.24倍である。</p>
<p>(6) 在籍市内、市外生徒の逆転現象について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校については、中学生が憧れる本市のリーディング校として、より多くの市内生に入学していただくことが望ましいと考えている。</p>

<p>(要望)</p> <p>より多くの市内生に入学してもらえるよう、入学金等の費用負担における差別化の検討を是非お願いしたい。</p> <p>福森 悦子 議員 (公明)</p> <p>2 教育について</p> <p>(1) 英語教育の充実について</p> <p>ア 5ラウンドシステムの成果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育実施状況調査における成果について <p>イ ALTの配置拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALTの配置拡充についての所見について 	<p>しかし、入試においては、県公立高等学校入学者選抜要領に基づいて実施しており、市外生においても同じ基準で選抜することとされている。</p> <p>入試において、市内外の差異をつけることが難しいことから、教育委員会としては、入学金等の費用負担において市内生の優位性を高める施策について検討しているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和6年12月実施の英語教育実施状況調査の成果については、CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合が58.4%となり、5ラウンドシステム指導法を開始してからの4年間で約20%向上している。これは、5ラウンドシステム指導法による授業改革とGTEC研修事業を通じた教員の授業改善による成果と捉えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市のALTについては、現在、全小中学校数の半数の人数で運用しており、近隣市における常駐配置の状況と比べても、差が生じていることは認識している。</p> <p>児童生徒が実際に英語を使ってやりとり</p>
---	---

<p>(要望)</p> <p>英語教育の充実のため、来年度は拡充ができるよう予算の確保をお願いしたい。</p> <p>(2) 校内教育支援センター「ほっとルーム」の拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充の方針について <p>(要望)</p> <p>早期の全校設置をお願いしたい。</p> <p>(4) 学校図書館で活用する新聞について</p> <p>ア 学校図書館に新聞を配備している市立小中学校の割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館に1紙以上新聞配備している学校の割合について <p>イ 学校図書館に新聞を複数紙配備している市立小中学校の割合について</p>	<p>する場の一つとして、ALTの存在と役割は非常に大きいことから、今後もALT配置人数の拡充に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市においても、校内教育支援センター「ほっとルーム」は、児童生徒が安心して過ごせる居場所として設置を促進しており、不登校の未然防止につながるなど一定の成果を上げている。</p> <p>令和5、6年度のモデル校による研究成果を全校に広める中で、現在は57校にまで増え、設置率としては、72%へと拡充した。</p> <p>令和8年度の「ほっとルーム」全校設置を目指し、今後も不登校児童生徒のニーズや各学校の状況に応じた取り組みを支援し、拡充に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和6年度、市内小中学校で、新聞を1紙以上配備している学校は、小学校92.3%、中学校84.6%である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 複数紙を配備している学校は、小学校25%、中学校42%である。</p>
--	--

<p>て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく、学校図書館への新聞の複数紙配備について <p>(要望)</p> <p>学校配当予算の根本的な問題もあるが、複数紙の記事を比較・検討することにより多様な視点で物事を捉えることにつながるため、複数紙の確保に努めてほしい。</p> <p>ウ 学校図書館での新聞の活用方法について</p> <p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>6 教育について</p> <p>(2) 通学路の旗振り活動の改善策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における登下校時の見守り活動の見直しをしてほしい 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校図書館における新聞の活用は、児童生徒が、主権者として必要な資質・能力を身に付ける上で、重要であると認識している。</p> <p>現在、学校図書館では、国語科や社会科、理科、総合的な学習の時間等の授業の内容に関わる新聞の切り抜きの掲示や、児童生徒がいつでも新聞を見られるようなコーナーの設置などの活用を図っているところである。</p> <p>今後も司書教諭や学校図書館司書の研修を通じて、各学校の実態に応じた新聞の活用について指導していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各小学校においては児童の登下校時の安全確保のために、スクールガード・リーダーを中心に、いわゆる旗振り活動を含む見守り活動に取り組んでいる。</p> <p>今後は「川口市スクールガード活動マニュアル」を実態に合わせ、さらに効果的な活用となるよう内容の改訂を図り、地域や保護者</p>
--	---

<p>(4) 進路未定の中学生支援に向けた企業連携の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業体験やインターンシップ制度の活用によるキャリア支援の強化について <p>(5) 水泳授業の民間委託と有効活用について</p> <p>ア 水泳授業の民間委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設における水泳授業への移行を検討すべきではないか 	<p>と連携した見守り活動の充実に向け取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 中学校では、第1学年から、生徒の能力・適正、興味・関心、将来の進路希望に基づき、地域企業での職業体験の実施等、計画性及び一貫性のある「生き方指導としての進路指導」を行っている。中学校を卒業後、何ができるか考えさせ、職業案内や新規中学校卒業予定者の採用選考への指導を通して、働く意義等、幅広い職業観の育成に取り組んでいるところである。</p> <p>進路未定の中学生に対しては、今後も生徒の特性等を十分理解し、地域企業との連携も含め、更なるキャリア支援の強化に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 水泳授業の民間委託については、児童生徒がより専門的な指導を受けられることや屋内施設で天候や季節に左右されずに学習できることなどの効果があり、管理面での教職員の負担軽減も期待できるものと認識している。</p> <p>一方で、学校以外の施設を使用することで、受け入れ民間施設の数や児童生徒の移動時間、委託費用など、様々な課題が生じるものと捉えている。</p> <p>このことから、当面は既存のプールを利用した指導をしていくこととし、引き続き関係各課と連携して、将来的な水泳授業のより良い在り方について、研究していく。</p>
---	--

<p>イ 水難事故の恐ろしさを学ぶ安全教育について</p> <p>・水難事故防止に向けた実践的な安全教育について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 水難事故防止の普及啓発を行う安全教育は、生命に関わる極めて大切なものとして、水泳運動系の学習で身に付ける資質・能力だけでなく事故防止の心得についても指導している。</p> <p>水の事故から身を守るためには、「浮いて、救助を待つ」ことが大切であることから、授業において「浮くこと」についての技能習得を図るほか、体験的な学習として着衣泳を実施している学校もある。</p> <p>今後も学校教育全体で、水の危険から命を守るための実践的な安全教育を推進していく。</p>
<p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>7 金融リテラシーを市民に伝えることについて</p> <p>(1) 小中学校での金融リテラシー教育の実施の考え方について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、学校では、発達段階に応じて、金銭の使い方や消費者の権利と責任など、消費者教育・金融経済教育の基礎的な知識について家庭科や社会科を中心に学習している。また、金融経済等の専門家による出前講座を活用している学校もある。</p> <p>今後も、消費者教育・金融経済教育の質の向上に向けて、各学校に指導していく。</p>
<p>9 薬物などの依存症等の対策について</p> <p>(1) 小中学校での取り組みについて</p> <p>・薬物依存等から立ち直った方などから、直接話を聞く機会を設けることについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 小中学校での薬物などの依存症対策に係る取り組みについては、年に1回以上、教職員や医師、薬剤師、警察職員等が講師となり「薬物乱用防止教室」を実施している。</p> <p>今後は、薬物依存により様々な犯罪に手を</p>

<p>ふじしま ともこ 議員 (共産)</p> <p>3 障害があるお子さんが通学するために</p> <p>(1) 市内に特別支援学校を設置する取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後川口市に肢体不自由特別支援学校を設置することについて <p>(2) 医療的ケア児が優先して入学できる分校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の校舎の一部を利用することについて <p>(3) 特別支援学級について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の全校設置について <p>(4) 医療的ケア児の受け入れについて</p> <p>ア 受け入れ数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級で受け入れている医療的ケア児の過去3年間の実績について 	<p>染めてしまう恐ろしさや薬物依存から立ち直る難しさと苦しさを、実体験をもとに伝えることのできる更生支援者などを、外部講師として招聘することも選択肢のひとつに加えるよう、各学校に周知していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 市内への特別支援学校の設定については、これまでも県との協議の中でその必要性を繰り返し伝えているところである。</p> <p>令和7年3月に策定された「埼玉県特別支援教育推進計画」に示されなかったが、引き続き粘り強く県との協議を継続していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 医療的ケア児が通う特別支援学校の分校を市内小中学校の校舎の一部を利用して設置することについては、県教育委員会とともに調査・研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援学級の全校設置については、対象児童生徒数の推移・学区変更による利便性の向上・学校施設等の状況・教職員の人材育成等の課題を考慮し、引き続き全校設置も含めて取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 通常の学級における医療的ケア児の受け入れについては、令和5年度当初は15名、令和6年度当初は18名、令和7年度当</p>
--	---

<p>イ 今後について</p> <p>・様々な医療的ケアが必要な子を受け入れられるようにしていく考えはあるか。</p> <p>松浦 洋之 議員（自民）</p> <p>1 教育について</p> <p>(1) 地域と連携した児童・生徒の居場所を市内全域に広めることについて</p> <p>(2) 学校と主任児童委員との連携について</p>	<p>初は12名である。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 現在、関係課と連携を密にし、医療的ケア児の情報収集や丁寧な実態把握を行い、看護師配置を含めた体制整備を行っているところである。</p> <p>今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に努めていく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 地域が主体となった児童生徒の居場所づくりについては、不登校支援対策における大変意義のある取り組みであり、好事例として研修会や会議等の機会に、情報発信してきた。</p> <p>今後も、地域主体の活動が更に広まることを想定し、不登校支援に携わる人材の発掘や効果的な支援の在り方について、教育委員会と各学校が連携を図り、地域ネットワークの拡充に取り組んでいく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 学校と地域が連携を強化していくことは、地域全体で児童生徒の健全育成を推進していく上で、大変重要であると捉えている。</p> <p>現在、市立学校長会議や生徒指導担当学校訪問の際に、民生委員・児童委員との連携を強化する手法の一つとして、適切に情報共有を図るよう指導しているところである。</p> <p>引き続き、学校・地域が一体となって児童生徒を共に見守り、支援できるよう、主任児童委員を中心とした、民生委員・児童委員と</p>
---	---

<p>池田 けい 議員 (維新)</p> <p>6 教育に関連する課題について</p> <p>(4) 外国籍児童・保護者への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の学校のしくみやルールを保護者に周知することについて 	<p>の連携強化について、各学校へ指導・助言していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 増加する外国人児童やその保護者に適切な支援をすることは、外国人児童に限らず、全ての児童が円滑に学校生活を送る上で重要であると認識している。</p> <p>このことから、本市では日本語指導川口モデルを構築し、関係部局と連携しながら多面的な支援に努めているところである。</p> <p>今後も、川口市外国人生活ガイド等を活用し、児童のみならず保護者に対しても日本の学校生活への適応に必要な情報の発信に努めていく。</p>
--	---

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (学校保健課)	
<p><質問概要></p> <p>金子 幸弘 議員 (共産)</p> <p>3 学校の暑さ対策について (4) 給食調理室への空調機設置を ・給食調理室への空調機設置に対する市の考えについて</p> <p>(要望) 調理室についても調理員の体調管理面から工夫してもらいたい。</p> <p>ふじしま ともこ 議員 (共産)</p> <p>4 学校給食費の無償化について ・国の取り組みに関わらず、計画的に無償化を行うことについての市の考え</p> <p>(要望) 市は給食費の無償化が物価高騰における子育て世帯への支援として有効と認識しているので、前向きな取り組みをお願いしたい。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 給食調理室への空調機の設置については、技術的な課題等もあることから、施設の状況や財政面等を総合的に勘案し、関係部局と調整を図るとともに、引き続き、有効な暑さ対策について研究していきたいと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校給食費の無償化については、物価高騰下における子育て世帯への支援として有効なものと認識しているが、現時点において、国から実施に向けた具体的方策が示されていない。</p> <p>一方で、本市独自での実施には、多額の財源を安定的かつ恒久的に確保していくなどの課題があることから、国の動向を注視していく。</p>

令和7年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (川口市立高等学校)	
<p><質問概要></p> <p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>6 川口市立高等学校について</p> <p>(1) 教員の人数について</p> <p>・川口市立高等学校の教員数とその内訳は。</p> <p>(5) 市内、市外生徒の比率について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和7年6月1日現在、川口市立高等学校全日制の教員数は、本採用89名、臨時的任用職員25名、非常勤職員29名で、合計143名である。</p> <p>定時制は、本採用11名、臨時的任用職員5名、非常勤職員13名で、合計29名である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和7年6月1日現在、川口市立高等学校全日制の生徒の比率は、市内45.8%、市外54.2%、定時制は、市内80.8%、市外19.2%である。</p>

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 6月市議会定例会)

教育総務部 スポーツ課

質 疑	応 答
<p>議案第92号 令和7年度川口市一般会計補正予算(第2号)</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△歳出の部</p> <p>第10款 教育費</p> <p>△歳入の部</p> <p>第23款 市債</p> <p>第3条第3表 地方債補正</p> <p>1 変 更</p> <p>体育施設等整備事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(後藤 留美 委員)</p> <p>①土地の購入に係る平米数と坪単価を教えてください。</p> <p>②土地単価を決定した不動産鑑定士は1名か。</p> <p>また、鑑定士の決め方などについて、教えてください。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>①使用料及び賃借料の土地等借上料について、内容を詳しく教えてください。</p> <p>②対象の場所はどこか。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>①購入する土地の面積は1,804.5㎡、坪単価は169,200円である。</p> <p>②不動産鑑定士は1名であるが、鑑定は用地対策課から依頼し行ったものである。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>①当初、4月から賃貸借契約を予定していたことから、月額約346,000円の12か月分を計上していたものである。</p> <p>②北中学校のテニスコートの西側である。</p>

質 疑	応 答
<p>③この土地は、元々どう使われていたのか。 また、購入に至る経緯を教えてください。</p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>①仮称神根総合運動公園整備事業は、埼玉県の内50m水泳場建設に併せ、北スポーツセンターを含む周辺を一体整備するものとして用地買収が進められているが、既存の北中学校が計画区域の中心に位置する。スポーツ施設と教育施設の将来について伺いたい。</p> <p>②仮称神根総合運動公園整備事業に並行して、教育政策室において施設の在り方が検討されることだが、審議会の委員構成や内容、スケジュールについて伺いたい。</p>	<p>③元の土地利用は、畑である。</p> <p>令和6年度から購入に向けて交渉をしていたが、その過程において、権利者が高齢であることから相続発生までは賃貸借契約にして欲しいとの申し出により、今年度は賃貸借契約を予定していた。その後、令和7年2月に相続が発生したことにより、急遽、売買契約に切り替えたものである。</p> <p>(教育長)</p> <p>①今年度設置された教育政策室の大きな事業として、小中学校全体の在り方を検討するための審議会を立ち上げたところである。併せて、教育局としても、教育施設、スポーツ施設は今後どうあるべきか検討しているところである。</p> <p>(副教育長)</p> <p>②仮称神根総合運動公園事業については、総合運動公園とするために用地の買収を進めているところである。一方で、北中学校の在り方については、市内の学校全体を総合的に考えなければならいこととして、条例設置の審議会で議論を進めている。</p> <p>現在は課題の整理を行っており、今後、中間と</p>

質 疑	応 答
<p>③スピード感をもってという答弁があったが、神根総合運動公園が令和9年7月にオープンすることを踏まえ、具体的な数値目標はあるのか。</p> <p>(前原 博孝 委員)</p> <p>補償・補てん及び賠償金の、物件補償料55,000円の内容を教えて欲しい。</p> <p>< 討 論 ></p> <p>なし。</p> <p>< 採 決 ></p> <p>起立者全員にて可決。</p>	<p>りまとめを行い、適正規模・適正配置の計画改定に向けて取り組み、学校再編までスピード感をもって取り組んでいきたい。学校再編には地域の方の声を大切に、慎重かつ適切に進めていきたい。</p> <p>委員構成については、学識経験者、知識経験者、学校関係者、市民代表、公募委員である。</p> <p>③適正規模・適正配置の基本方針の改定には、時間を要する。その後、学校再編計画に取り掛かるが、その間、市民の声や議員の皆様の助言をいただきながら進めていくこととなる。審議会においては、全体の工程を短くするべく検討しているところである。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>地権者との土地の契約にあたり、就業不能日数として基準に基づき補償するもので、今回の土地は畑であることから、工作物や樹木などの物件はない。</p>

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 6月市議会定例会)

教育総務部 生涯学習課

質 疑	応 答
<p>議案第103号 川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>< 質 疑 > (ふじしま ともこ 委員)</p> <p>①2つの公民館が、1つの公民館となるが、職員の配置はどうなるのか。</p> <p>②新しい横曽根公民館の、講座室と会議室の違いは何か。また、部屋の料金はどのように決まっているのか。</p> <p>③料金は、面積と時間帯で決まるとのことであるが、今年度に料金改正をする際は、同じ考え方で部屋の料金が決まるのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>①現在は、西川口公民館の職員4人、横曽根公民館の職員3人で、館長が兼務しているため、職員は6人で横曽根公民館にて勤務している。開館後も、今年度中は6人の予定である。令和8年4月以降は、4人の予定である。</p> <p>②講座室は、約90人が収容でき、大きめの講座が開催できる部屋となっている。会議室は、20人から30人が収容でき、一般的な会議ができる部屋となっている。料金については、面積と時間帯によって単価表があり、それに基づいて算出している。</p> <p>③新しい料金については、現在検討中であるが、同様の考え方で単価表の改定を検討している。</p>

質 疑	応 答
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>西川口公民館と横曽根公民館をひとつにし、名称を、横曽根公民館とするとのことだが、名称を決めるにあたっての経緯を教えてください。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>名称については、西川口地区・横曽根地区の町会の方々と議論を重ね、決めたものである。最終的には横曽根という歴史ある名称を残すということで合意し、地元の町会の方々に了承して頂いた。</p>
<p>(菅野 静華 委員)</p> <p>日本間が少なくなり、ホールが大きくなった理由があれば、教えてください。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>日本間については、公民館全体でも稼働率が低く、建替えにあたっては、数が少なくなる傾向にある。ホールについては、若干広くなっているが、今の横曽根公民館のホールと変わらない大きさである。</p>
<p>(今田 真美 委員)</p> <p>楽器を持ち込んで、音楽ができる防音の部屋はあるのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>住宅街のため、大きな音が出る太鼓など、楽器により制限はあるが、講座室と視聴覚室は、防音設備があり、楽器の演奏は可能である。</p>
<p>(後藤 留美 委員)</p> <p>建て替えによって照明がLEDになるのか。また、経費がどれくらい抑えられるのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>電気料金が、どれくらいになるかは把握していないが、照明がLEDになることで、電気料金は下がると思われる。</p>

質 疑	応 答
<p data-bbox="188 297 379 331">< 討 論 ></p> <p data-bbox="212 365 284 398">なし。</p> <p data-bbox="188 506 379 539">< 採 決 ></p> <p data-bbox="212 573 467 607">起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 6月市議会定例会)

教育総務部 中央図書館

質 疑	応 答
<p>議案第104号 川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>< 質 疑 > (ふじしま ともこ 委員)</p> <p>①新しい図書館では、蔵書の数や床面積は増えるのか。</p> <p>②現在の図書館をいつ閉館し、新しい図書館をいつ開館するのか。</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>①蔵書数については現在の図書館は約17万冊で建替後は21万冊収容可能となる。床面積については、現在の図書館は約1,900㎡で建替後は約2,100㎡と広がる。</p> <p>②現在調整中であるが、10月20日に現在の図書館を閉館し、2月1日に新しい図書館を開館する予定である。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>①新しい図書館はどのようなスローガンやテーマを持っているのか。また、地域に根差したどのような図書館を目指しているのか。</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>①図書館では、赤ちゃんから高齢者まですべての市民が安心して利用できる図書館を基本理念としていることから、今後もそれを目指し取り組んでいく。地域住民の方には現在行っているおはなし会やわらべうたの会を地域のボランティアの方と協力しながら引き続き行い、子どもや保護者が楽しめ、読書意欲を高めるようなイベントなども行っていく。</p>

質 疑	応 答
<p>②新しい図書館は床面積が約2,100㎡と広くなるそうだが、ほかの図書館と比べるとどうか。</p> <p>また、蔵書数は21万冊まで収容可能とのことだが、ほかの図書館と比べるとどうか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>蔵書数が4万冊増えるが、増える本はもともとある本なのか、新しく購入するのか。また、スペースが広がるが広がったスペースにキッズスペースを作るなど特色はあるのか。</p>	<p>②中央図書館は、5階6階とあるため一番広く6,940㎡、前川図書館が建物内の駐車場も含めて約3,096㎡、新郷図書館が約978㎡、戸塚図書館が約1,910㎡、鳩ヶ谷図書館が約1,772㎡である。</p> <p>蔵書数については、現在の横曽根図書館が約17万冊と地域館の中では一番多く、新郷図書館が約12万冊と一番少ない。</p> <p>(中央図書館長)</p> <p>蔵書については現状から新たに購入はするが、地域館を含めて6図書館あるので一気に21万冊にするのではなく、今後、ほかの地域館より順次多く購入していく予定である。スペースについては、特色ある一つとして、新しい横曽根図書館のおはなしの部屋は他の地域館と違い、こどもの本コーナーの中央に円柱のガラス張りの部屋をつくる。おはなし会を開催しないときは本を読むことができる部屋とし、おはなし会のときは部屋を閉ざしておはなしの世界に集中できるようにする。</p>

質 疑	応 答
<p>(後藤 留美 委員)</p> <p>一番新しい図書館として、建てる上で気を付けた点はあるか。</p> <p>< 討 論 ></p> <p>なし。</p> <p>< 採 決 ></p> <p>起立者全員にて可決。</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>どなたでも利用しやすいように通路幅を広くしたり、読書の棚を低くし見通しを良くしたりする。</p>

教育長報告（3）

令和7年度川口市地域クラブ活動推進協議会委員を委嘱することについて

1 委嘱をする者

職名等	氏名	所属	備考
委員（学校PTA代表）	北原 学	川口市PTA連合会	新
委員（学校PTA代表）	秀 久美	川口市PTA連合会	新
委員（学校PTA代表）	梅本 魔子	川口市PTA連合会	新

2 任期

令和7年8月4日から令和8年3月31日まで

教育長報告（４）

川口市学校運営協議会委員の解嘱について

（１）川口市立本町小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
安井 賢光	令和7年4月1日	本町2丁目町会長	令和7年6月15日

（２）川口市立新郷小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
浅見 めぐみ	令和6年6月21日	新郷小 キッズサポーター会長	令和7年6月15日

（３）川口市立青木中央小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
吉原 久夫	令和7年4月1日	P T A顧問	令和7年4月15日

（４）川口市立前川東小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
伊田 洋	令和6年4月1日	P T A会長	令和7年7月15日

（５）川口市立柳崎小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
渡辺 秀和	令和7年4月1日	芝東中学校長	令和7年4月15日
川原 伸一郎	令和7年4月1日	P T A会長	令和7年7月15日

(6) 川口市立新郷南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
福島 佑希	令和7年4月1日	事務主任	令和7年4月15日

(7) 川口市立戸塚綾瀬小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
大野 利光	令和7年4月1日	元戸塚団地自治会 子ども会会長	令和7年6月15日
佐伯 和樹	令和7年4月1日	P T A会長	令和7年6月15日
岡田 順三	令和7年4月1日	久左衛門新田町会長	令和7年6月15日

(8) 川口市立戸塚南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
土屋 祐司	令和7年4月1日	西立野町会長	令和7年6月15日

(9) 川口市立里小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
風間 洋衛	令和7年4月1日	スクールガード リーダー	令和7年6月15日

(10) 川口市立北中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
小林 豊明	令和7年4月1日	根岸第六町会長	令和7年5月15日

議案第67号

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市立生涯学習プラザ運営審議会条例（平成30年条例第80号）第4条の規定により議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

1 委嘱をする者

氏名	現在の公職	条例第4条該当名
神山 雅子	人権擁護委員	知識経験者
間中 浩之	公益財団法人川口市スポーツ協会 専務理事	知識経験者
池田 敬子	公益社団法人川口法人会女性部会長	知識経験者
千葉 彩香	川口市私立幼稚園協会会員	知識経験者
栗田 さつ子	保護司	知識経験者
長沢 英俊	川口市産業技術・技能者顕彰制度 審査委員会委員	知識経験者
岡澤 義昭	川口市スポーツ推進委員協議会会長	社会教育関係者
矢野 浩司	ボーイスカウトみなみ地区川口支部役員	社会教育関係者
鮫島 智恵	NPO法人スポーツ・ サンクチュアリ・川口事務局・運営委員	社会教育関係者
中里 光子	川口市婦人団体連絡協議会会員	社会教育関係者
生田 ヒサ子	生涯学習プラザ定期利用グループ 連絡協議会会員	社会教育関係者
若林 佐恵子	生涯学習プラザ定期利用グループ 連絡協議会会員	社会教育関係者
鳥海 和子	生涯学習プラザ定期利用グループ 連絡協議会会員	社会教育関係者
子安 章子	主任児童委員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
小野寺 秀明	川口市子ども会連絡協議会顧問	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

2 任期

令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

議案第 6 8 号

国登録有形文化財への申請に係る諮問について

下記の文化財を国登録有形文化財への登録申請に係る意見書を提出することについて、川口市文化財保護審議会あて諮問をするため議決を求める。

記

1 国登録申請候補文化財

	名 称	年 代	所在地	所有者
1	芝崎家住宅 主屋 離れ 表門	江戸末期/大正後期 及び近年改修 昭和18年 江戸末期	川口市本町 1丁目1番 10号	個人

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之



議案第69号

川口市スポーツ推進審議会委員を委嘱することについて

川口市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条及び川口市スポーツ推進審議会条例（昭和32年条例第24号）第3条第2項の規定により議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

1 委嘱をする者

氏名	備考	再・新
安達 善一	(公財)川口市スポーツ協会会長	再任
長谷川 久雄	(公財)川口市スポーツ協会副会長	再任
小野 毅	川口市学校体育協会会長 (里中学校校長)	再任
保坂 宜伸	川口市レクリエーション協会監事	新任
山崎 徹	川口市スポーツ推進委員協議会副会長	再任
中野 亨	川口市スポーツ少年団副本部長	再任
福田 誠一	川口市バドミントン連盟会長	再任
須田 邦明	川口市水泳連盟会長	再任
小口 マキ	川口市ソフトテニス連盟理事	新任
佐藤 靖美	川口市バレーボール連盟常任理事	新任
渡辺 マサ子	川口市健康づくりの会支部長	新任
鈴木 俊章	公募	新任
小川 幸男	公募	新任

2 任期

令和7年7月23日から令和9年7月22日まで

議案第70号

川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱・任命するため、川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）第6条の規定により議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

1 委嘱・任命をする者

(1) 川口市立前川東小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	新関 裕二	P T A会長

(2) 川口市立柳崎小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	瀧脇 大典	P T A会長

(3) 川口市立根岸小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	佐川 奈弥	根岸キッズサポートリーダー

(4) 川口市立在家小学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	末松 恵	P T A会長

(5) 川口市立青木中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	川崎 祐子	P T A会長

(6) 川口市立上青木中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	佐藤 秀樹	P T A会長

(7) 川口市立小谷場中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	山田 晴美	川口市立芝西小学校長

(8) 川口市立在家中学校

No.	氏 名	規則第6条関係
1	田部井 洋	埼玉県立川口北高校 校長
2	星野 佳代子	川口市神根地区包括支援センター 主任介護支援員

2 任期

(1) 令和7年7月23日から令和8年3月31日まで

(2) ~ (8) 令和7年7月23日から令和9年3月31日まで

議案第71号

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会組織規則（令和7年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川口市立西川口公民館の項中「川口市立西川口公民館」を「川口市立横曾根公民館」に改め、同表川口市立横曾根公民館の項を削り、同表川口市立横曾根図書館の項中「川口市仲町10番16号」を「川口市西川口5丁目2番1号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

耐震強度の不足する西川口公民館を現在地において建て替え、これに横曽根公民館を統合する川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正及び耐震強度の不足により横曽根図書館を移転する川口市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 横曽根公民館に係る規定を削り、西川口公民館の名称を横曽根公民館に改めるもの。
- (2) 横曽根図書館の位置を川口市西川口5丁目2番1号に改めるもの。

3 施行期日

令和8年2月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和7年条例第47号）

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和7年条例第48号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育委員会組織規則（令和7年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第1（第13条関係）			別表第1（第13条関係）		
名称	位置	所属部課	名称	位置	所属部課
(略)		(略)	(略)		(略)
川口市立横曽根公民館	川口市西川口5丁目2番1号		川口市立西川口公民館	川口市西川口5丁目2番1号	
(略)			(略)		
川口市立横曽根図書館	川口市西川口5丁目2番1号		川口市立横曽根公民館	川口市仲町10番16号	
(略)			(略)		
			川口市立横曽根図書館	川口市仲町10番16号	
		(略)			

議案第72号

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する
規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和7年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6項中「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第21号）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第22号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和7年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の内容	所管課	事務の内容	所管課
(略)		(略)	
6 学校職員（川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）の適用を受ける川口市立幼稚園の学校職員並びに川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）第2条及び川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）第2条に規定する学校職員をいう。）の職務に専念する義務の免除及び休暇の承認等（育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び兼職又は他の事業等の従事の承認等を除く。）、 <u>週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定、深夜勤務及び時間外勤務の制限その他服務に関する</u> こと。	学務課	6 学校職員（川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）の適用を受ける川口市立幼稚園の学校職員並びに川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）第2条及び川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）第2条に規定する学校職員をいう。）の職務に専念する義務の免除及び休暇の承認等（育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び兼職又は他の事業等の従事の承認等を除く。）、週休日_____の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定、深夜勤務及び時間外勤務の制限その他服務に関すること。	学務課
(略)		(略)	

-77-

議案第73号

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程

第1条中「川口市教育委員会事務局」を「川口市教育局及び教育機関（川口市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に属する教職員を除く。以下同じ。）」に改める。

第4条第3項第1号中「分庁舎総括安全衛生管理者」を「教育委員会総括安全衛生管理者」に改める。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	本庁舎（教育政策室、教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、庶務課、学務課、指導課及び学校保健課をいい、別表第5に掲げる箇所を含む。以下同じ。）	教育委員会総括安全衛生管理者	教育総務部長
---	--	----------------	--------

別表第2分庁舎の項を次のように改める。

本庁舎	教育委員会安全衛生管理者	教育総務課長
-----	--------------	--------

別表第3分庁舎の項を次のように改める。

本庁舎	教育委員会衛生管理者	1人
-----	------------	----

別表第6分庁舎の項を次のように改める。

本庁舎	教育委員会産業医	2人
-----	----------	----

別表第7分庁舎の項を次のように改める。

本庁舎	教育委員会	1	教育委員会総括安全衛生管理者	教育総務課
-----	-------	---	----------------	-------

安全衛生委員会		<p>2 教育委員会安全衛生管理者及び教育委員会衛生管理者のうちから指名した者</p> <p>3 教育委員会産業医のうちから指名した者</p> <p>4 本庁舎の職員で、安全に関し経験を有するもののうちから指名した者</p> <p>5 本庁舎の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから指名した者</p>	
---------	--	---	--

附 則

この規程は、令和7年8月4日から施行する。

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

題名を「川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程」に改めるとともに、教育局の執務室が分庁舎から第二本庁舎へ移転することに伴い、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

令和7年8月4日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表
 ○ 川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

-82-

改 正 案	現 行												
<p style="text-align: center;"><u>川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員で常時勤務に服する職員のうち<u>川口市教育局及び教育機関（川口市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に属する教職員を除く。以下同じ。）</u>に属するものをいう。以下同じ。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（総括安全衛生管理者）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 総括安全衛生管理者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教育委員会総括安全衛生管理者</u>は、安全衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">総括安全衛生管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">箇所</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">充てる者の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	箇所	名称	充てる者の職				<p style="text-align: center;"><u>川口市教育局職員安全衛生管理規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員で常時勤務に服する職員のうち<u>川口市教育委員会事務局</u>に属するものをいう。以下同じ。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（総括安全衛生管理者）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 総括安全衛生管理者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>分庁舎総括安全衛生管理者</u>は、安全衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">総括安全衛生管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">箇所</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">充てる者の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	箇所	名称	充てる者の職			
箇所	名称	充てる者の職											
箇所	名称	充てる者の職											

1	本庁舎（教育政策室、教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、庶務課、学務課、指導課及び学校保健課をい、別表第5に掲げる箇所を含む。以下同じ。）	教育委員会総括安全衛生管理者	教育総務部長
(略)			

別表第2（第4条の2関係）
安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職
本庁舎	教育委員会安全衛生管理者	教育総務課長

別表第3（第6条関係）
衛生管理者

箇所	名称	人数
本庁舎	教育委員会衛生管理者	1人
(略)		

別表第6（第9条関係）
産業医

箇所	名称	人数
本庁舎	教育委員会産業医	2人
(略)		

1	分庁舎（2の箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）	分庁舎総括安全衛生管理者	教育総務部長
(略)			

別表第2（第4条の2関係）
安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職
分庁舎	分庁舎安全衛生管理者	教育総務課長

別表第3（第6条関係）
衛生管理者

箇所	名称	人数
分庁舎	分庁舎衛生管理者	1人
(略)		

別表第6（第9条関係）
産業医

箇所	名称	人数
分庁舎	分庁舎産業医	2人
(略)		

別表第7（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
本庁舎	教育委員会 安全衛生委員会	<u>1 教育委員会総括安全衛生管理者</u> <u>2 教育委員会安全衛生管理者及び</u> <u>教育委員会衛生管理者のうちから</u> <u>指名した者</u> <u>3 教育委員会産業医のうちから指</u> <u>名した者</u> <u>4 本庁舎の職員で、安全に関し経</u> <u>験を有するもののうちから指名し</u> <u>た者</u> <u>5 本庁舎の職員で、衛生に関し経</u> <u>験を有するもののうちから指名し</u> <u>た者</u>	教育総務課
(略)			

別表第7（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
分庁舎	分庁舎安全 衛生委員会	<u>1 分庁舎総括安全衛生管理者</u> <u>2 分庁舎安全衛生管理者及び分庁</u> <u>舎衛生管理者のうちから指名した</u> <u>者</u> <u>3 分庁舎産業医のうちから指名し</u> <u>た者</u> <u>4 分庁舎の職員で、安全に関し経</u> <u>験を有するもののうちから指名し</u> <u>た者</u> <u>5 分庁舎の職員で、衛生に関し経</u> <u>験を有するもののうちから指名し</u> <u>た者</u>	教育総務課
(略)			

議案第74号

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表川口市立西川口公民館の項を次のように改める。

川口市立横曽根公民館	西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、西川口4丁目、西川口5丁目、西川口6丁目、仲町、宮町、南町1丁目、南町2丁目、緑町の全部
------------	---

別表川口市立横曽根公民館の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

耐震強度の不足する西川口公民館を現在地において建て替え、これに横曽根公民館を統合する川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 横曽根公民館に係る規定を削除するもの。
- (2) 西川口公民館の名称を横曽根公民館に改め、その対象区域を次のとおり改めるもの。

名称	対象区域
横曽根公民館	西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、西川口4丁目、西川口5丁目、西川口6丁目、仲町、宮町、南町1丁目、南町2丁目、緑町の全部

3 施行期日

令和8年2月1日から施行するもの。

4 予算措置

なし

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和7年条例第47号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	対象区域	名称	対象区域
(略)		(略)	
<u>川口市立横曽根公民館</u>	<u>西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、西川口4丁目、西川口5丁目、西川口6丁目、仲町、宮町、南町1丁目、南町2丁目、緑町の全部</u>	<u>川口市立西川口公民館</u>	<u>西川口1丁目、西川口2丁目、西川口3丁目、西川口4丁目の全部</u> <u>西川口5丁目、西川口6丁目の一部</u>
(略)		(略)	
		<u>川口市立横曽根公民館</u>	<u>仲町、宮町、南町1丁目、南町2丁目、緑町の全部</u> <u>西川口5丁目、西川口6丁目の一部</u>
		(略)	

議案第75号

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校職員」を「職員」に改める。

第2条中「学校職員」（以下「職員」という。）を「職員」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「川口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第3項中「それぞれ」の次に「赴任の延期を」を加え、「その承認」を「、その承認」に改める。

第7条第3項中「教育委員会」を「川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第10条の2第2項第1号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

第13条の見出し中「願い出」の次に「の特例」を加え、同条中「規定するの」を「規定する」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に改める。

第16条第1項、第17条及び第17条の2第1項中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

第17条の2第2項中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により」を削り、「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条第4項中「育児休業条例第11条第5号の規定」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第11条第5号に掲げる事由」に、「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

第17条の3中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会（部分休業にあつては、教育委員会）」に改める。

第17条の4第1項中「に基づき、」を「による」に改め、同条第2項中「項目」を「項」に、「に基づき、」を「による」に改め、同条第3項中「に基づき、」を「による」に改める。

第17条の6中「教育委員会に申請し」を「埼玉県教育委員会に提出し」に改め

る。

第17条の12第1項、第17条の13第1項、第17条の14及び第17条の15中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

第21条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第22条第1項「を教育委員会に提出しなければ」を「により埼玉県教育委員会に願い出なければ」に改める。

第23条中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

第24条第2号中「によって、」を「の規定により」に改め、同条第3号中「、起訴されたとき」を「起訴されたとき」に改める。

第25条第1項中「教育委員会」の次に「又は埼玉県教育委員会」を、「校長」の次に「（埼玉県教育委員会に提出する書類にあつては、校長及び教育委員会）」を加える。

第26条中「この規則の施行」を「職員の服務」に改める。

様式第12号、様式第13号及び様式第14号の2中「県教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

様式第14号の3中「市教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第16号中「県教育委員会」を削る。

様式第18号の2中「川口市教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

様式第18号の3から様式第18号の7までの規定中「埼玉県教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「市教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第23号中「県教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名・職名

氏 名

休 職 願

私は、下記のとおり休職したいので承認をお願いします。

記

1 理 由

2 期 間

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名・職名

氏 名

復 職 届

私は、下記の理由により復職したいので承認をお願いします。

記

育児短時間勤務請求書

埼玉県教育委員会 様		請求年月日	年	月	日
下記のとおり		請求者	校名	(課程)	
育児短時間勤務の承認		職名			
育児短時間勤務の期間の延長		氏名			
1 請求に係る子					
氏名					
続柄					
生年月日	年 月 日生				
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)				
3 請求期間					
		年	月	日から	年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号				
	勤務の日 及び時間帯	月(: ~ :)	火(: ~ :)		
		水(: ~ :)	木(: ~ :)		
		金(: ~ :)			
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	年 月 日から		年 月 日まで		
6 備考					

- (注)① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- ④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者と続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(エ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑤ 該当する口にはレ印を記入すること。

(表)

部分休業承認請求書			
年 月 日			
川口市教育委員会 様			
学校名・職名 氏名			
下記のとおり部分休業の承認を請求します。			
記			
請 求 に 係 る 子	氏名		
	続柄		
	生年月日	年 月 日	
育児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設() <input type="checkbox"/> その他() (託児時間: (託児時間: 時 分～ 時 分) 時 分～ 時 分)		
通勤時間	時間 分(託児先を経由する時間を含む。)		
部分休業が 必要な事情			
請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
備 考			
備考 1 備考欄には、配偶者が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている等の場合には、その旨を記入すること。 2 部分休業の承認の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。 3 該当する□には、レ印を記入すること。			

(裏)

部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	受 理		届出者 印	備 考
月日	午 前	午 後		学校長 印			
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

大学院修学休業許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職名

氏

名

下記のとおり、大学院修学休業の許可を申請します。

記

- 1 現在所持している免許状の種類 _____
- 2 取得しようとする専修免許状の種類 _____
- 3 在学を予定している大学院の課程等

大学院等	専攻(コース)	試験日	合格発表日	入学予定日

- 4 休業予定期間 _____ 年 月 日から _____ 年間
- 5 過去に大学院修学休業した期間
無 ・ 有 : _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

6 備考

様式第18号の3

修学部分休業承認申請書				
川口市教育委員会 様			年 月 日	
			学校名	職名
			氏	名
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。				
1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで	
5 休業時間	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
6 備考				

- (注) 1 この申請書には、この申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。

修学状況変更届

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名 職名
氏 名

次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。
- 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。
- その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1 該当する□には、印を記入すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

修学部分休業取消申請書

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名 職名
氏 名

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので申請します。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」にその旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

様式第18号の6

表

高齢者部分休業承認申請書 年 月 日 川口市教育委員会 様 学校名 職名 氏名 次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

- (注) 1 「2 休業時間(1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。
 2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請すること。

裏

職 名				氏 名			時間数	備 考
承 認				高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 申 請 す る 時 間			時間数	備 考
決 裁 権 者				月 日	午 前	午 後		
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	
				・	時 分 時 分 から まで	時 分 時 分 から まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第18号の7

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日 川口市教育委員会 様 学校名 職名 氏名 次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)

(注) 「3 変更後の休業時間(1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名・職名

氏 名

兼職(業)承認(許可)願

私は、下記により兼職(業)したいので、承認(許可)をお願いします。

記

1 兼職(業)について

(1) 場 所

(2) 兼ねる職(業)名

(3) 兼ねる職(業)務内容、勤務状態及びその必要性

(4) 兼ねることにより受ける給与又は報酬(利益見込額)

(5) 職務上の支障の有無及び措置

2 兼職(業)に従事する期間及び時間

3 その他業務又は兼業している職名の有無

4 現在の勤務時間の割振りと勤務態様別時間表

5 その他必要事項

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校長名

兼職(業)承認(許可)願副申

本校(職・氏名)から別紙のとおり兼職(業)承認(許可)願が提出されたので、下記事項を具して副申いたします。

記

- 1 申請書の内容(真否)
- 2 本校における支障の有無
- 3 校長の意見

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名・職名

氏名

専 従 許 可 願

私は、下記のとおり地方公務員法第55条の2の規定に基づき登録を受けた職員団体の業務に専ら従事したいので許可をお願いします。

記

- 1 専ら従事する職員団体の名称及び役職名
- 2 専ら従事する期間
- 3 専ら従事する場所及び連絡先
- 4 昭和43年12月14日以降において、地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書(同法附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により職員団体又は労働組合の業務に専ら従事したことの有無及びある場合は、その期間

備考 所属職員団体の専従予定証明書を添付すること。

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）の改正に伴い、必要な改正を行うとともに、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第21号）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第22号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

-109-

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第24条の規定に基づき、<u>職員</u>の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「職員」とは、川口市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員をいう。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に置かれる栄養主査、栄養主任及び栄養技師を除く。</p> <p>（赴任）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 職員が赴任したときは、様式第1号の着任届により、速やかに、校長にあっては<u>川口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、様式第2号の赴任延期願により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ<u>赴任の延期を</u>願い出て、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>（出勤）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第24条の規定に基づき、<u>学校職員</u>の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「<u>学校職員</u>」（以下「職員」という。）とは、川口市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、主任専門員及び専門員、事務主幹、事務主査、事務主任、事務主事、主任専門員及び専門員をいう。ただし、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場に置かれる栄養主査、栄養主任及び栄養技師を除く。</p> <p>（赴任）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 職員が赴任したときは、様式第1号の着任届により、速やかに、校長にあっては<u>教育委員会</u>に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、様式第2号の赴任延期願により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ<u>願</u>い出て<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>（出勤）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 勤務整理簿の様式は、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

（病気休暇）

第10条の2 （略）

2 職員は、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

(1) 連続する8日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、県規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日並びに学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が通算して3日以下である場合を除く。）

(2) （略）

（届け出及び願い出の特例）

第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により第10条から第10条の6まで又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定する 手続をとらなければならない。

（休職）

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、休職を願い出ようとするときは、様式第12号の休職願を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

2 前項の場合において、同項第1号の規定に該当し休職を願い出ようとする職員は、休職願に埼玉県教育委員会のあらかじめ指定する1人以上の医師の診断書を添付しなければならない。

（復職）

第16条 職員は、休職の事由がやんだときは、速やかに様式第13号の復職願を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

3 勤務整理簿の様式は、教育委員会 が別に定める。

（病気休暇）

第10条の2 （略）

2 職員は、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

(1) 連続する8日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日 _____、県規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日並びに学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が通算して3日以下である場合を除く。）

(2) （略）

（届け出及び願い出_____）

第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により第10条から第10条の6まで又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定するの手続をとらなければならない。

（休職）

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、休職を願い出ようとするときは、様式第12号の休職願を教育委員会 _____に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

2 前項の場合において、前項第1号の規定に該当し休職を願い出ようとする職員は、休職願に埼玉県教育委員会のあらかじめ指定する1人以上の医師の診断書を添付しなければならない。

（復職）

第16条 職員は、休職の事由がやんだときは、速やかに様式第13号の復職願を教育委員会 _____に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求)

第17条の4 職員は、県条例第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間(6月以内の期間に限る。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日を明らかにして、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。

2 職員は、県条例第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定による時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 職員は、県条例第9条第4項の規定による時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、時間外勤務制限開始日及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書をもって校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

(大学院修学休業)

第17条の6 教諭、養護教諭又は講師は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第2項の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、様式第18号の2の大学院修学休業許可申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求)

第17条の4 職員は、県条例第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、深夜勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間(6月以内の期間に限る。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日を明らかにして、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。

2 職員は、県条例第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項目及び次項において同じ。)の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 職員は、県条例第9条第4項の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、時間外勤務制限開始日及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書をもって校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

(大学院修学休業)

第17条の6 教諭、養護教諭又は講師は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第2項の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、様式第18号の2の大学院修学休業許可申請書を教育委員会に申請しなければならない。

(自己啓発等休業の承認申請)

第17条の12 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の8の自己啓発等休業承認申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(自己啓発等休業状況報告書)

第17条の13 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、様式第18号の9の自己啓発等休業状況報告書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(配偶者同行休業の承認申請)

第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の10の配偶者同行休業承認申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

(配偶者同行休業状況報告書)

第17条の15 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、様式第18号の11の配偶者同行休業状況報告書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

(兼職及び他の事業等の従事)

(自己啓発等休業の承認申請)

第17条の12 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の8の自己啓発等休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(自己啓発等休業状況報告書)

第17条の13 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、様式第18号の9の自己啓発等休業状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(配偶者同行休業の承認申請)

第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の10の配偶者同行休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(配偶者同行休業状況報告書)

第17条の15 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、様式第18号の11の配偶者同行休業状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(兼職及び他の事業等の従事)

第21条 職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、様式第21号の承認（許可）願により教育委員会に願出しなければならない。

2 （略）
（専従許可）

第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、様式第23号の許可願により埼玉県教育委員会に願出しなければならない。

2 （略）
（退職願）

第23条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、様式第24号の退職願を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

（校務報告）

第24条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により職員が出勤できなくなったとき。
- (3) 職員が刑事事件に関連して起訴されたとき 又は休職を命ぜられた者が不起訴となり、若しくは裁判が確定したとき。
- (4)～(8) （略）

（書類の経由及び副申）

第25条 職員が教育委員会又は埼玉県教育委員会に提出する書類は、全て校長（埼玉県教育委員会に提出する書類にあっては、校長及び教育委員会）を経由しなければならない。

2 （略）
（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、職員の服務 に関し必要な事項は、教育長が定める。

第21条 職員は、教育に関する他の職を兼ね又は 教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、様式第21号の承認（許可）願により教育委員会に願出なければならない。

2 （略）
（専従許可）

第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、様式第23号の許可願を教育委員会に提出しなければならない。

2 （略）
（退職願）

第23条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、様式第24号の退職願を教育委員会 に提出しなければならない。

（校務報告）

第24条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）によって、職員が出勤できなくなったとき。
- (3) 職員が刑事事件に関連して、起訴されたとき 又は休職を命ぜられた者が不起訴となり、若しくは裁判が確定したとき。
- (4)～(8) （略）

（書類の経由及び副申）

第25条 職員が教育委員会 に提出する書類は、全て校長 を経由しなければならない。

2 （略）
（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行 に関し必要な事項は、教育長が定める。

議案第76号

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校職員」を「職員」に改める。

第2条「で「学校職員」（以下「職員」という。）」を「において「職員」」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「川口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第3項中「その承認」を「、その承認」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の職員にあっては、押印を省略することができる。

第7条第2項中「又は早退等」を「、早退等」に、「出勤簿」を「勤務整理簿（非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）にあっては、出勤簿）」に改め、同条第3項中「出勤簿」を「勤務整理簿及び出勤簿」に、「教育委員会」を「川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第8条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条中「、十分に」を「十分に」に改める。

第10条を次のように改める。

（年次休暇）

第10条 職員は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、別に定める休暇届簿により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。

第10条の次に次の4条を加える。

（病気休暇）

第10条の2 職員は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。）に規定する病気休暇を受けようとするときは、様式第4号の病気休暇簿により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。

2 職員は、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

(1) 連続する8日以上の間期の病気休暇（当該期間における週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、県規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日並びに学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が通算して3日以下である場合を除く。）

(2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

（特別休暇）

第10条の3 職員は、県条例第15条に規定する特別休暇を受けようとするときは、様式第5号の休暇願により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ届け出又は願い出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県規則第12条第1項第1号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、前項による届け出の際、様式第6号の休暇届をもって届け出なければならない。

3 職員は、県規則第12条第1項第2号又は第4号に規定する休暇を受けようとするときは、第1項による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。

4 職員は、県規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第1項による願い出の際、様式第6号の2の要介護者の状態等申出書を添えなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、校内において全血献血をするため県規則第12条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。

6 職員は、県規則第12条第1項第25号に規定する休暇を受けようとするときは、第1項による願い出の際、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。

(組合休暇)

第10条の4 職員は、県条例第16条に規定する組合休暇を受けようとするときは、様式第8号の休暇願により校長に願い出なければならない。

(介護休暇等)

第10条の5 職員は、県条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、様式第9号の介護休暇簿により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

2 職員は、県条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、様式第9号の2の介護時間簿により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

第13条の見出しを「(届け出及び願い出の特例)」に改め、同条中「、第10条」を「第10条から第10条の5まで」に、「速やかに第10条又は第11条の」を「速やかにそれぞれに規定する」に改める。

第17条の2第1項中「原則として」を「、原則として」に改め、同条第2項中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第13条の規定により」を削り、同条第4項中「育児休業条例第11条第5号の規定」を「職員の育児休業等に関する条例(平成4年埼玉県条例第6号)第11条第5号に掲げる事由」に改める。

第17条の4第1項中「規定に基づき、」を削り、同条第2項中「項目」を「項」に改め、「規定に基づき、」、「規定による」を削り、同条第3項中「規定に基づき、」、「規定による」を削る。

第17条の6中「申請し」を「提出し」に改める。

第17条の12第1項中「規定により」を削り、「原則として」を「、原則として」に改める。

第17条の13第1項中「規定により」を削り、「について報告」を「の報告を」に改める。

第17条の14中「規定により」を削り、「原則として」を「、原則として」に改める。

第17条の15中「規定により」を削り、「について報告」を「の報告を」に改

める。

第21条中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、前項の承認（許可）願に、様式第22号の副申書を添付しなければならない。

第22条第1項中「様式第22号」を「様式第23号」に改める。

第23条中「様式第23号」を「様式第24号」に改める。

第24条中第2号を削り、同条第3号中「によって」を「の規定により」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「、又は」を「又は」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、同条第6号中「産前若しくは産後の」を「産前産後の」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第25条第1項中「教育委員会」の次に「又は必要に応じ埼玉県教育委員会」を加え、「すべて校長」を「全て校長（埼玉県教育委員会に提出する書類にあっては、校長及び教育委員会）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（県費負担教職員に対する適用の特例）

第25条の2 県費負担教職員に対するこの規程の規定の適用にあっては、第15条から第17条まで、第17条の2第1項、第2項及び第4項、第17条の3（部分休業を除く。）、第17条の6、第17条の12第1項、第17条の13から第17条の15まで、第22条並びに第23条中「教育委員会」とあるのは「埼玉県教育委員会」と、様式第12号から様式第14号の2まで、様式第15号、様式第18号の2、様式第18号の8から様式第18号の11まで、様式第23号及び様式第24号中「川口市教育委員会」とあるのは「埼玉県教育委員会」と読み替えるものとする。

第26条中「、第15条、第16条、第17条」を「から第10条の5まで、第15条から第17条まで」に改め、「（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員を除く。）」を削る。

第27条を次のように改める。

（庶務事務システムを使用した手続の特例）

第27条 第8条第3項、第10条、第10条の3若しくは第10条の5第2項又

は第17条の2第3項の規定にかかわらず、教育長が指定する職員は、次に掲げる承認等の手続を庶務事務システム（電子計算機を利用して職員のサービスの管理に関する事務を処理する情報処理システムをいう。）を使用して行うことができる。

(1) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に基づく職務に専念する義務の免除の承認（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）

(2) 県条例第13条に規定する年次休暇の届出

(3) 県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）及び県条例第17条の2に規定する介護時間の承認

(4) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認

第28条中「この規程の施行」を「職員のサービス」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 別紙のとおり

様式第5号から様式第5号の3までを削る。

様式第6号中「（備考）7日以上にわたる病気休暇の場合は、医師の診断書を添えること。」を削り、同様式を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号 別紙のとおり

様式第6号の2を削る。

様式第6号の3中「行なう」を「行う」に改め、同様式を様式第6号の2とする。

様式第12号及び様式第13号中「教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第14号の2及び様式第14号の3中「市教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第15号中「職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき」を「私は」に改める。

様式第16号中「市教育委員会」を削る。

様式第18号の3から様式第18号の5まで及び様式第18号の8から様式第18号の11までの規定中「市教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第21号中「教育委員会」を「川口市教育委員会」に改める。

様式第23号を様式第24号とし、様式第22号中「教育委員会」を「川口市教

育委員会」に改め、同様式を様式第 2 3 号とし、様式第 2 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 2 号 別紙のとおり

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名										
承認 月日	申請 月日	承認欄	申請 者印	期 間				日数	期間の連続 性の有無等	理 由	証明 書類の 有無	備 考
		決裁権 者印						病休通算判 定期間発生 の有無				
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・			月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有(合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
				月	日	時	分まで	有 無	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	

備考1 承認欄は校長にあっては教育長、その他の職員にあっては校長とする。

2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。)の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合(連続するものとみなされる場合を含む。)に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数(当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数)を記入すること。

休 暇 願

年 月 日

〔校長は、教育長〕
〔教員は、学校長〕様

学校名・職名

氏 名

私は、下記により休暇を受けたいので承認をお願いします。

記

- 1 休暇の種類
- 2 理 由
- 3 期 間
- 4 休暇地及び連絡先

休 暇 届

年 月 日

〔校長は、教育長〕
〔教員は、学校長〕 様

学校名・職名

氏 名

私は、下記のとおり休暇を受けたいのでお届けします。

記

- 1 休暇の種類
- 2 期 間
- 3 連絡先

要介護者の状態等申出書

年 月 日

〔校長は教育長あて〕 様
〔所属職員は校長あて〕

学校名・職名

氏 名

1 要介護者に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 職員との続柄
- (3) 職員との同居または別居の別
 同居 別居
- (4) 介護が必要となった時期
年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注1 「1(4) 介護が必要になった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

注2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。

様式第12号

休 職 願		年 月 日
川口市教育委員会 様	学校名・職名	
	氏 名	
私は、下記のとおり休職したいので承認をお願いします。		
記		
1 理 由		
2 期 間		

様式第13号

	復	職	願			
				年	月	日
川口市教育委員会	様					
			学校名・職名			
			氏名			
私は、下記の理由により復職したいので承認をお願いします。						
記						

育児短時間勤務請求書

川口市教育委員会 様		請求年月日	年	月	日
下記のとおり		請求者	校名	(課程)	
育児短時間勤務の承認		職名			
育児短時間勤務の期間の延長		氏名			
1 請求に係る子					
氏名					
続柄					
生年月日	年 月 日生				
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)				
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号				
	勤務の日及び時間帯	月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :)			
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
6 備考					

- (注)① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- ④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者と続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(エ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

(裏)

部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	受 理		届出者 印	備 考
月日	午 前	午 後		学校長 印			
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

育児短時間勤務計画書

年 月 日

川口市教育委員会 様

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

私は、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第18号の3

修学部分休業承認申請書				
川口市教育委員会 様			年 月 日	
			学校名	職名
			氏	名
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。				
1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで	
5 休業時間	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～時 分	水	時 分～時 分
	月	時 分～時 分	木	時 分～時 分
	火	時 分～時 分	金	時 分～時 分
6 備考				

- (注) 1 この申請書には、この申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。

修学状況変更届

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名 職名

氏 名

次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。

修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1 該当する□には、印を記入すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

修学部分休業取消申請書

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名 職名
氏 名

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので申請します。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」にその旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

様式第18号の8

自己啓発等休業承認申請書				
川口市教育委員会 様		年 月 日		
		学校名	職名	
		氏	名	
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。				
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程（修業年限）	（ 年）	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		
		活動内容		
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
		活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 備考				

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
 ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□には、☑印を記入すること。

自己啓発等休業状況報告書

川口市教育委員会 様

年 月 日

学校名 職名
氏 名

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

3 理由

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

様式第18号の10

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
川口市教育委員会 様		学校名 職名 氏名
次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称(所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()
外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

(注)1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。

2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。

3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

4 該当する口には、レ印を記入すること。

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名
職名
氏名

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。
(変更後の氏名：)
(変更後の職業：)
- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
(変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学
変更後の所属先名称：
変更後の所属先所在地：)
- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
(変更後の期間： 年 月 日～ 年 月 日)
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
(変更後の住所又は居所：)

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

兼職(業)承認(許可)願

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名・職名

氏 名

私は、下記により兼職(業)したいので、承認(許可)をお願いします。

記

1 兼職(業)について

(1) 場 所

(2) 兼ねる職(業)名

(3) 兼ねる職(業)務内容、勤務状態及びその必要性

(4) 兼ねることにより受ける給与又は報酬(利益見込額)

(5) 職務上の支障の有無及び措置

2 兼職(業)に従事する期間及び時間

3 その他業務又は兼業している職名の有無

4 現在の勤務時間の割振りと勤務態様別時間表

5 その他必要事項

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校長名

兼職(業)承認(許可)願副申

本校(職・氏名)から別紙のとおり兼職(業)承認(許可)願が提出されたので、下記事項を具して副申いたします。

記

- 1 申請書の内容(真否)
- 2 本校における支障の有無
- 3 校長の意見

専 従 許 可 願

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名・職名

氏 名

私は、下記のとおり地方公務員法第55条の2の規定に基づき登録を受けた職員団体の業務に専ら従事したいので許可をお願いします。

記

- 1 専ら従事する職員団体の名称及び役職名
- 2 専ら従事する期間
- 3 専ら従事する場所及び連絡先
- 4 昭和43年12月14日以降において、地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書(同法附則第4項において準用する場合を含む。)の規定により職員団体又は労働組合の業務に専ら従事したことの有無及びある場合は、その期間

備考 所属職員団体の専従予定証明書を添付すること。

退 職 願

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名・職名

氏 名

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいので、承認
をお願いします。

記

理由（国、他の地方公共団体等へ引き続き勤務する場合は、勤務先を必ず明
記する。）

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）の改正に伴い、必要な改正を行うとともに、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第21号）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第22号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案新旧対照表
 ○ 川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

-146-

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、川口市立高等学校管理規則（昭和47年教育委員会規則第5号）第15条の規定に基づき、<u>職員</u>の服務に関する事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、川口市立高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）及び実習助手並びに事務職員（市長が別に定める職員を除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>（赴任）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 職員が赴任したときは、様式第1号の着任届により、速やかに、校長にあっては<u>川口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、様式第2号の赴任延期願により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ赴任の延期を願い出て、<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>（出勤）</p> <p>第7条 職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない。<u>ただし、次条第1項の職員にあっては、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 職員の出張、研修、休暇、欠勤、遅刻、<u>早退等</u>の場合は、校長又は校長のあらかじめ指定する職員が、その旨を勤務整理簿（非常勤の職員（地方公務員法（</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、川口市立高等学校管理規則（昭和47年教育委員会規則第5号）第15条の規定に基づき、<u>学校職員</u>の服務に関する事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程で「学校職員」（以下「職員」という。）とは、川口市立高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）及び実習助手並びに事務職員（市長が別に定める職員を除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>（赴任）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 職員が赴任したときは、様式第1号の着任届により、速やかに、校長にあっては<u>教育委員会</u>に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>3 やむを得ない事情のため、第1項に規定する期間内に赴任できない場合は、様式第2号の赴任延期願により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ赴任の延期を願い出て<u>その承認</u>を受けなければならない。</p> <p>（出勤）</p> <p>第7条 職員は、校長の定める執務開始時刻までに出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない。</p> <p>2 職員の出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は<u>早退等</u>の場合は、校長又は校長のあらかじめ指定する職員が、その旨を出勤簿</p>

昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。)にあっては、出勤簿に記載しておかなければならない。

3 勤務整理簿及び出勤簿の様式は、川口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。

(職務専念)

第8条 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てを、その職責遂行のためにのみ用いなければならない。

2・3 (略)

(年次休暇)

第10条 職員は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。)第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、別に定める休暇届簿により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。

_____に記載しておかなければならない。

3 出勤簿 _____の様式は、教育委員会 _____が別に定める。

(職務専念)

第8条 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、その職責遂行のためにのみ用いなければならない。

2・3 (略)

(休暇)

第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。)第12条第1項第1号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。)第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、産前産後の休暇にあっては様式第4号の休暇届に、年次休暇にあっては様式第5号の休暇届簿(校長にあっては、様式第5号の2の休暇届簿、臨時的任用(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3に規定する臨時的任用をいう。)された教職員にあっては、様式第5号の3の休暇届簿)に、所定の事項を記載し、校長(校長にあっては、教育長)に届け出なければならない。

2 職員が、県条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)を受けようとするときは、様式第6号の休暇願により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため県規則第12条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。

3 職員が、県条例及び県規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、様式第6号の2の病気休暇簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。

4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定によ

る願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

(1) 連続する8日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日（県規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が3日以下であるものを除く。）

(2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

5 職員が、県規則第12条第1項第2号又は第4号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。

6 職員が、県規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、様式第6号の3の要介護者の状態等申出書を添えなければならない。

7 職員が、県規則第12条第1項第25号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。

8 職員が、県条例第16条に規定する組合休暇を受けようとするときは、様式第8号の休暇願により校長に願い出なければならない。

9 職員が、県条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、様式第9号の介護休暇簿により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

10 職員が、県条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、様式第9号の2の介護時間簿をもって、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

(病気休暇)

第10条の2 職員は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。）に規定する病気休暇を受けようとするときは、様式第4号の病気休暇簿により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

2 職員は、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定によ

る願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

(1) 連続する8日以上期間の病気休暇（当該期間における週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、県規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日並びに学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が通算して3日以下である場合を除く。）

(2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

（特別休暇）

第10条の3 職員は、県条例第15条に規定する特別休暇を受けようとするときは、様式第5号の休暇願により、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出又は願い出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県規則第12条第1項第1号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、前項による届け出の際、様式第6号の休暇届をもって届け出なければならない。

3 職員は、県規則第12条第1項第2号又は第4号に規定する休暇を受けようとするときは、第1項による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。

4 職員は、県規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第1項による願い出の際、様式第6号の2の要介護者の状態等申出書を添えなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、校内において全血献血をするため県規則第12条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。

6 職員は、県規則第12条第1項第25号に規定する休暇を受けようとするときは、第1項による願い出の際、様式第7号のボランティア活動計画書を添えなければならない。

（組合休暇）

第10条の4 職員は、県条例第16条に規定する組合休暇を受けようとするときは、様式第8号の休暇願により校長に願い出なければならない。

(介護休暇等)

第10条の5 職員は、県条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、様式第9号の介護休暇簿により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

2 職員は、県条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、様式第9号の2の介護時間簿により、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。

(届け出及び願い出の特例)

第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により第10条から第10条の5まで又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定する 手続をとらなければならない。

(育児休業等)

第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは、原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、2週間前）までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間前）までに、様式第14号の請求書により教育委員会に請求しなければならない。

2 職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、様式第14号の2の請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。

(願い出及び届出の特例)

第13条 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により、第10条 又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかに第10条又は第11条の手続をとらなければならない。

(育児休業等)

第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として 育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、2週間前）までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として 現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間前）までに、様式第14号の請求書により教育委員会に請求しなければならない。

2 職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により様式第14号の2の請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。

3 (略)

4 職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第11条第5号に掲げる事由により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ様式第15号の計画書を様式第14号の2の請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。

5 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求)

第17条の4 職員は、県条例第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の深夜勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。

2 職員は、県条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。この場合において県条例第9条第2項の請求に係る期間と同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 職員は、県条例第9条第4項の時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、時間外勤務制限開始日及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書をもって校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の請求に係る期間と同条第4項の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 (略)

4 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ様式第15号の計画書を様式第14号の2の請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。

5 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求)

第17条の4 職員は、県条例第9条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、深夜勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、原則として深夜勤務制限開始日の1月前までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。

2 職員は、県条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項目及び次項において同じ。）の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。この場合において県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 職員は、県条例第9条第4項の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、時間外勤務制限開始日及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書をもって校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

(大学院修学休業)

第17条の6 教諭、養護教諭又は講師は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第2項の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、様式第18号の2の大学院修学休業許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の承認申請)

第17条の12 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の_____自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の_____自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは、原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の8の自己啓発等休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(自己啓発等休業状況報告書)

第17条の13 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の_____大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況の報告を_____しようとするときは、様式第18号の9の自己啓発等休業状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(配偶者同行休業の承認申請)

第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の_____配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の_____配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは、原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の10の配偶者同行休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(配偶者同行休業状況報告書)

(大学院修学休業)

第17条の6 教諭、養護教諭又は講師は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第2項の規定により大学院修学休業の許可を受けようとするときは、様式第18号の2の大学院修学休業許可申請書を教育委員会に申請しなければならない。

(自己啓発等休業の承認申請)

第17条の12 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として_____当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として_____現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の8の自己啓発等休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(自己啓発等休業状況報告書)

第17条の13 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、様式第18号の9の自己啓発等休業状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(配偶者同行休業の承認申請)

第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として_____当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として_____現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、様式第18号の10の配偶者同行休業承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(配偶者同行休業状況報告書)

第17条の15 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の_____配偶者同行休業に係る状況の報告を_____しようとするときは、様式第18号の11の配偶者同行休業状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(兼職及び他の事業等の従事)

第21条 職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、様式第21号の承認(許可)願により教育委員会に願い出なければならない。

2 校長は、前項の承認(許可)願に、様式第22号の副申書を添付しなければならない。

(専従許可)

第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、様式第23号の許可願により教育委員会に願い出なければならない。

2 (略)

(退職願)

第23条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、様式第24号の退職願を教育委員会に提出しなければならない。

(校務報告)

第24条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) (略)

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により職員が出勤できなくなったとき。

(3) 職員が刑事事件に関連して起訴されたとき又は休職を命ぜられた者が不起訴となり、若しくは裁判が確定したとき。

(4) (略)

(5) 職員で、産前産後の_____休暇を受け、又は出産し、若しくは産後の休養を終えて出勤するに至ったとき。

第17条の15 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、様式第18号の11の配偶者同行休業状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(兼職及び他の事業等の従事)

第21条 職員は、教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、様式第21号の承認(許可)願により教育委員会に願い出なければならない。

(専従許可)

第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務に専ら従事するため、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、様式第22号の許可願により教育委員会に願い出なければならない。

2 (略)

(退職願)

第23条 職員は、退職しようとするときは、原則として退職を希望する日の3週間前までに、様式第23号の退職願を教育委員会に提出しなければならない。

(校務報告)

第24条 校長は、次の事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 学校において、災害その他の事故が発生したとき。

(2) 職員出勤簿統計表(毎学期末)

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)によって_____職員が出勤できなくなったとき。

(4) 職員が刑事事件に関連して起訴されたとき、又は休職を命ぜられた者が不起訴となり、若しくは裁判が確定したとき。

(5) 職員で、病気休暇が引き続き90日を超えるとき。

(6) 職員で、産前若しくは産後の休暇を受け、又は出産し、若しくは産後の休養を終えて出勤するに至ったとき。

(6)～(8) (略)

(書類の経由及び副申)

第25条 職員が教育委員会又は必要に応じ埼玉県教育委員会に提出する書類は、全て校長（埼玉県教育委員会に提出する書類にあっては、校長及び教育委員会）を経由しなければならない。

2 (略)

(県費負担教職員に対する適用の特例)

第25条の2 県費負担教職員に対するこの規程の規定の適用にあっては、第15条から第17条まで、第17条の2第1項、第2項及び第4項、第17条の3（部分休業を除く。）、第17条の6、第17条の12第1項、第17条の13から第17条の15まで、第22条並びに第23条中「教育委員会」とあるのは「埼玉県教育委員会」と、様式第12号から様式第14号の2まで、様式第15号、様式第18号の2、様式第18号の8から様式第18号の11まで、様式第23号及び様式第24号中「川口市教育委員会」とあるのは「埼玉県教育委員会」と読み替えるものとする。

(適用の除外)

第26条 第5条、第7条の2、第10条から第10条の5まで、第15条から第17条まで、第21条及び第22条の規定は、非常勤の職員 _____ に、これを適用しない。

(庶務事務システムを使用した手続の特例)

第27条 第8条第3項、第10条、第10条の3若しくは第10条の5第2項又は第17条の2第3項の規定にかかわらず、教育長が指定する職員は、次に掲げる承認等の手続を庶務事務システム（電子計算機を利用して職員のサービスの管理に関する事務を処理する情報処理システムをいう。）を使用して行うことができる。

- (1) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に基づく職務に専念する義務の免除の承認（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）
- (2) 県条例第13条に規定する年次休暇の届出
- (3) 県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）及び県条例第17条の2に規定する介護時間の承認
- (4) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認

(7)～(9) (略)

(書類の経由及び副申)

第25条 職員が教育委員会 _____ に提出する書類は、すべて校長 _____ を経由しなければならない。

2 (略)

(適用の除外)

第26条 第5条、第7条の2、第10条、第15条、第16条、第17条 _____、第21条及び第22条の規定は、非常勤の職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員を除く。）に、これを適用しない。

(電子情報処理組織を使用した手続の特例)

第27条 第8条第3項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に基づき職務に専念する義務の免除の承認の手続（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）を電子情報処理組織（電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 第10条第1項又は第2項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、県条例第13条に規定する年次休暇の届出及び県条例第15条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）の承認の手続を電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 3 前2項の規定により電子情報処理組織を使用した職員は、第7条第1項の規定

による出勤簿の押印を省略することができる。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、教育長が定める。

議案第77号

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条」を「県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川口市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第21号）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第22号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第78号

川口市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

川口市立高等学校管理規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項に規定する週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条」を「県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川口市立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第21号）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第22号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立高等学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立高等学校管理規則（昭和47年教育委員会規則第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（勤務時間の割振り等） 第10条 職員の<u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項に規定する週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。</u> 2 <u>県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）</u> <u>に規定する職員の週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替、4時間の勤務時間の割振り変更及び県条例第11条第1項に規定する休日の代休日の指定は、校長が行う。</u></p>	<p>（勤務時間の割振り等） 第10条 職員の<u>週休日</u> _____及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。 2 <u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条に規定する職員の週休日</u> _____の振替、4時間の勤務時間の割振り変更及び県条例第11条第1項に規定する休日の代休日の指定は、校長が行う。</p>

議案第79号

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

川口市立幼稚園管理規則（平成11年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項に規定する週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条」を「県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第21号）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第22号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立幼稚園管理規則（平成11年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（勤務時間の割振り等）</p> <p>第22条 職員（教頭、教諭及び川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）の適用を受ける事務職員をいう。以下この条から第27条までにおいて同じ。）の<u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項に規定する週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日</u>及び勤務時間の割振りは、園長が定める。</p> <p>2 <u>県条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）</u><u>に規定する職員の週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替、4時間の勤務時間の割振り変更及び県条例第11条第1項に規定する休日の代休日の指定は、園長が行う。</u></p>	<p>（勤務時間の割振り）</p> <p>第22条 職員（教頭、教諭及び川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）の適用を受ける事務職員をいう。以下この条から第27条までにおいて同じ。）の<u>週休日</u> _____ _____ _____ 及び勤務時間の割振りは、園長が定める。</p> <p>2 <u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条に規定する職員の週休日</u> _____ _____ _____ の振替、4時間の勤務時間の割振り変更及び県条例第11条第1項に規定する休日の代休日の指定は、園長が行う。</p>

その他（１）

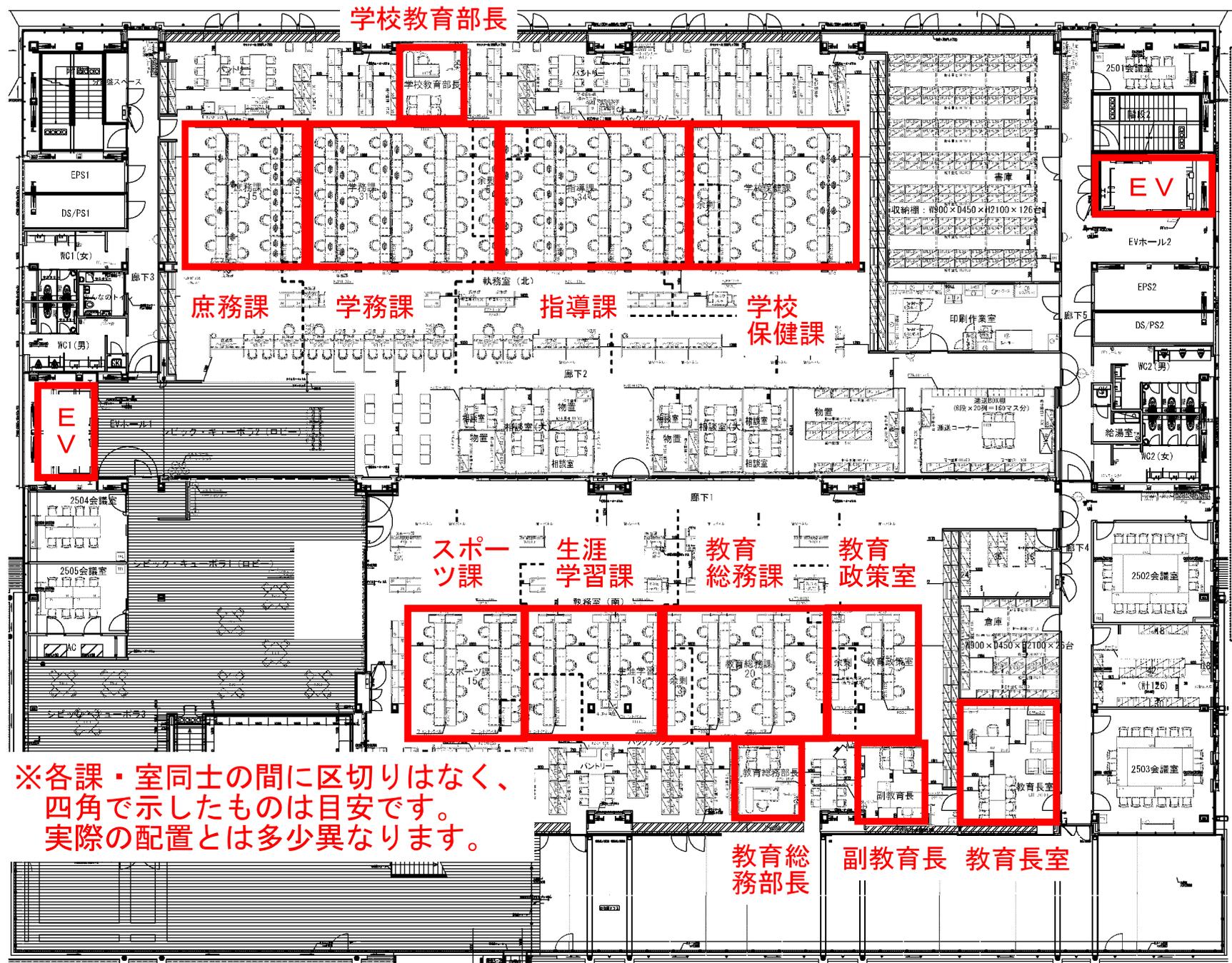
第二本庁舎への移転について

- 1 第二本庁舎へ移転する教育局の課・室
 - （１）教育政策室
 - （２）教育総務部：教育総務課、生涯学習課、スポーツ課
 - （３）学校教育部：庶務課、学務課、指導課、学校保健課

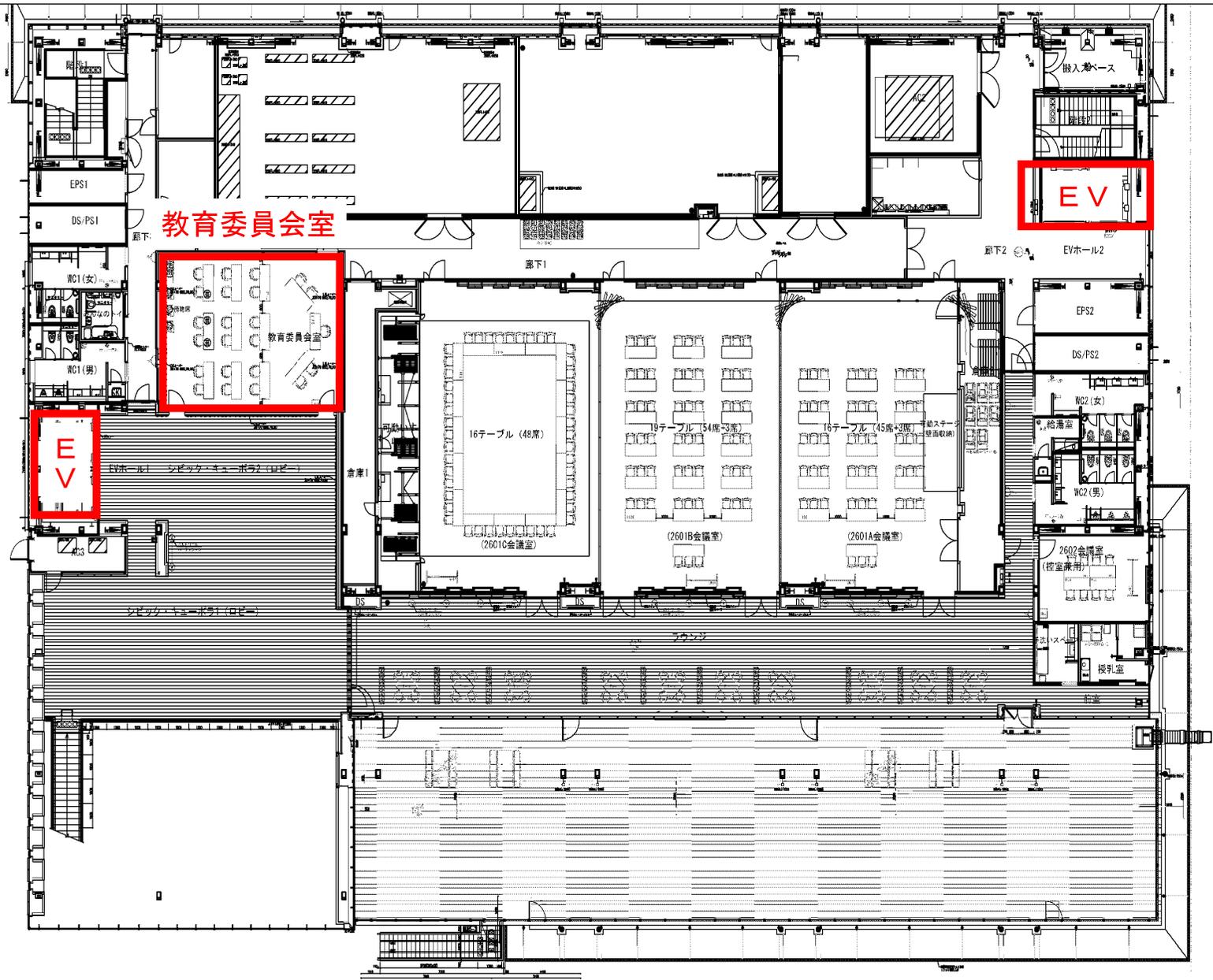
- 2 教育委員会に係るフロア
 - （１）教育長室・教育局の執務室：５階
 - （２）教育委員会室：６階

- 3 第二本庁舎での業務開始日：令和７年８月４日（月）

- 4 具体的なレイアウト図：別紙のとおり



※各課・室同士の間に区切りはなく、
四角で示したものは目安です。
実際の配置とは多少異なります。



第二本庁舎 6階

--	--	--